

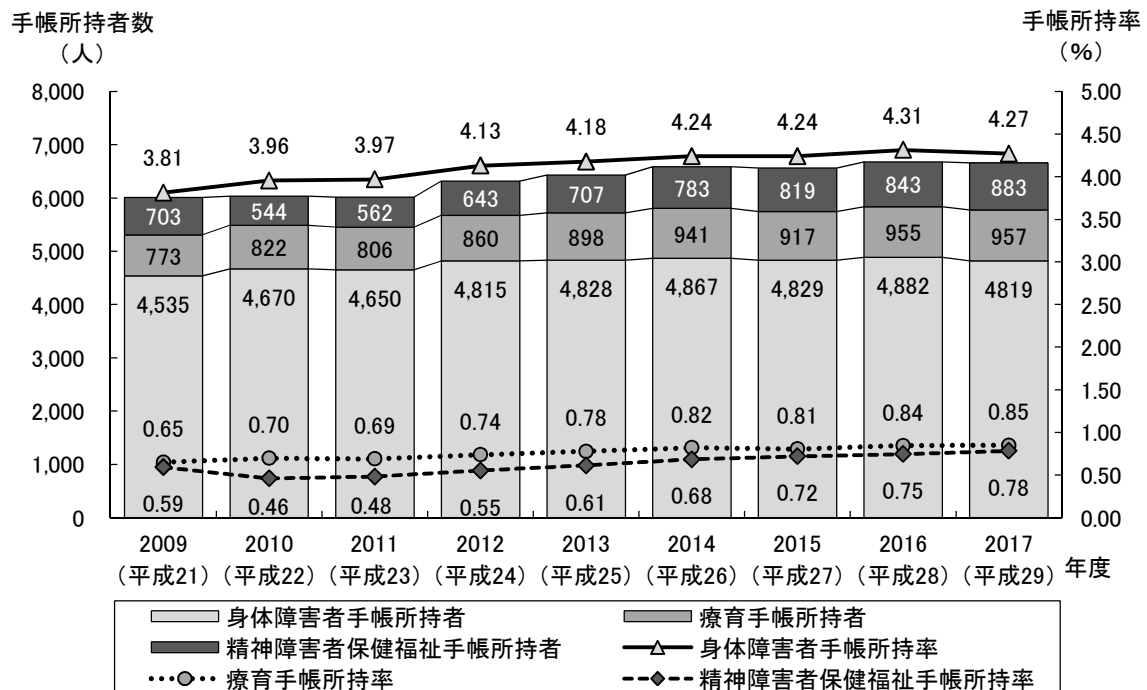
第2章 羽曳野市の障害者を取りまく現状と課題

1 障害者の現状

(1) 障害者手帳所持者数の推移

本市の障害者手帳所持者数は、いずれの障害についても緩やかな増加が続いています。2009（平成 21）年度から 2017（平成 29）年 9 月までの増加率（増加数）をみると、身体障害者手帳所持者数 6.3%（284 人）、療育手帳所持者数 23.8%（184 人）、精神障害者保健福祉手帳所持者数 25.6%（180 人）となっており、療育手帳所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数の増加率が高くなっています。

■障害者手帳所持者数の推移



資料:福祉支援課(各年度末時点、2017（平成 29）年度のみ 9 月 30 日時点)

(2) 身体障害者手帳所持者の状況

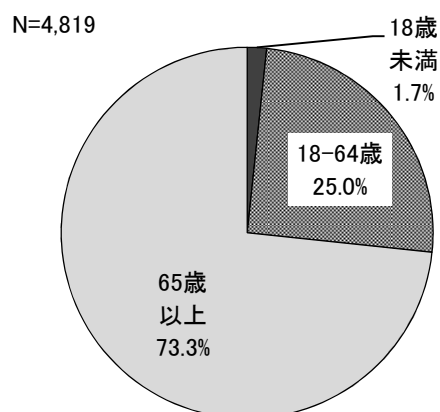
① 年齢階層別・等級別にみる身体障害者手帳所持者の状況

国の「平成29年版障害者白書」によると、身体障害者の年齢階層別の人口は、18歳未満7.3万人（1.9%）、18歳以上65歳未満111.1万人（28.8%）、65歳以上265.5万人（68.7%）となっており、高齢者の比率が高くなっています（平成23年生活のしづらさなどに関する調査）。

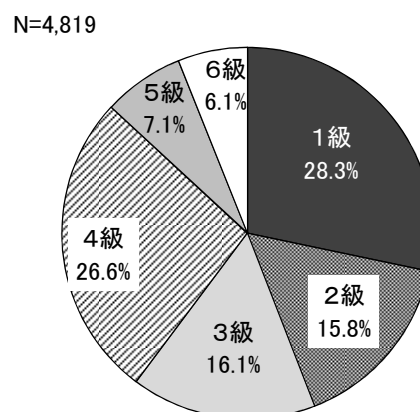
本市における身体障害者手帳所持者の状況を年齢階層別にみると、「18歳未満」が1.7%、「18～64歳」が25.0%、「65歳以上」が73.3%となっており、全国と同様に高齢者の割合が高くなっています。

等級別にみると、「1級」が28.3%と最も多く、1級から3級までで全体の6割を占めています。

■ 年齢階層別

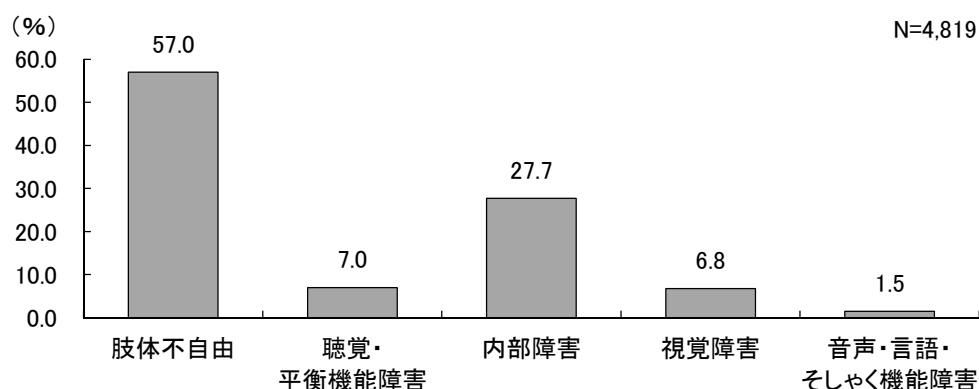


■ 等級別



② 障害種別にみる身体障害者手帳所持者の状況

本市の身体障害者手帳所持者の状況を主な障害種別でみると、「肢体不自由」が最も多く、57.0%を占めています。次いで「内部障害」が27.7%、「聴覚・平衡機能障害」が7.0%、「視覚障害」が6.8%となっています。



【身体障害者手帳所持者数の障害種別・等級・年齢階層別一覧表】

(人)

	1級			2級			3級			4級		
障害種別	18歳未満	18-64歳	65歳以上	18歳未満	18-64歳	65歳以上	18歳未満	18-64歳	65歳以上	18歳未満	18-64歳	65歳以上
肢体不自由	20	139	228	11	164	376	4	125	416	3	150	690
聴覚・平衡機能障害	0	11	38	4	35	38	4	3	28	1	6	51
内部障害	13	190	616	0	10	15	10	35	108	5	68	265
視覚障害	0	25	67	0	23	82	0	3	12	0	8	13
音声・言語・そしゃく機能障害	1	3	12	0	2	2	0	9	21	0	16	7
計	34	368	961	15	234	513	18	175	585	9	248	1,026

	5級			6級			計			合計
障害種別	18歳未満	18-64歳	65歳以上	18歳未満	18-64歳	65歳以上	18歳未満	18-64歳	65歳以上	
肢体不自由	2	95	183	0	52	90	40	725	1,983	2,748
聴覚・平衡機能障害	0	0	1	2	11	103	11	66	259	336
内部障害	0	0	0	0	0	0	28	303	1,004	1,335
視覚障害	0	16	43	1	5	29	1	80	246	327
音声・言語・そしゃく機能障害	0	0	0	0	0	0	1	30	42	73
計	2	111	227	3	68	222	81	1,204	3,534	4,819

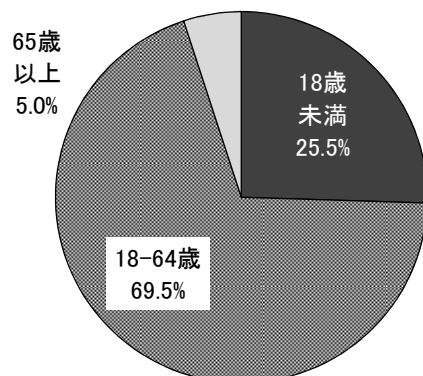
資料:福祉支援課(2017(平成 29)年9月 30 日現在)

(3) 療育手帳所持者の状況

本市の療育手帳所持者の状況を年齢階層別にみると、「18～64 歳」が 69.5%と最も高く、次いで「18 歳未満」が 25.5%となっており、3 障害の中では最も 18 歳未満の比率が高くなっています。等級別では、「B 2」が最も多くなっています。

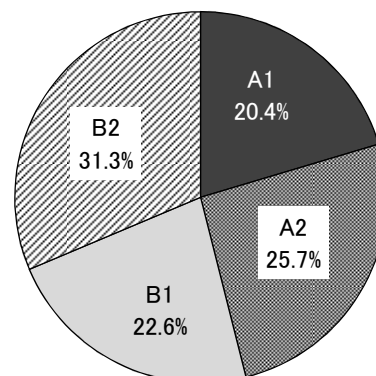
■ 年齢階層別

N=957



■ 等級別

N=957



【療育手帳所持者数の等級・年齢階層別一覧表】

(人)

等級 年齢	A1	A2	B1	B2	計
18 歳未満	32	51	41	120	244
18-64 歳	157	171	158	179	665
65 歳以上	6	24	17	1	48
計	195	246	216	300	957

資料:福祉支援課(2017(平成 29)年9月 30 日現在)

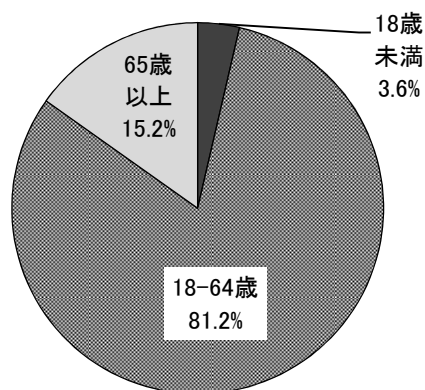
(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者の状況を年齢階層別にみると、「18～64 歳」が 81.2%と 4 分の 3 以上を占めています。

等級別にみると「2 級」が 67.0%と約 3 分の 2 を占めています。

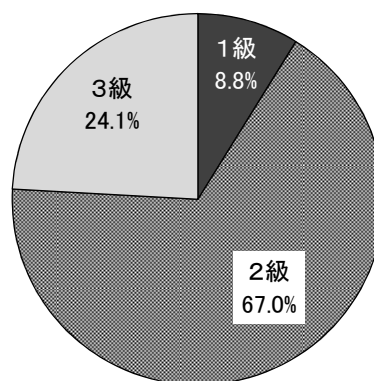
■ 年齢階層別

N=883



■ 等級別

N=883



※小数点第2位で四捨五入しているため、合計が 100%ちょうどにならないことがあります。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級・年齢階層別一覧表】

(人)

等級 年齢	1 級	2 級	3 級	計
18 歳未満	0	18	14	32
18-64 歳	54	481	182	717
65 歳以上	24	93	17	134
計	78	592	213	883

資料：福祉支援課(2017(平成 29)年9月 30 日現在)

2 各種調査結果にみる本市の状況

(1) アンケート調査結果のまとめ

◆調査の目的

第3期障害者計画の見直しと第5期障害福祉計画の策定にあたり、福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識・意向等を把握し、計画策定や施策の推進の基礎資料とすることを目的として、18歳以上の障害のある市民を対象としたアンケート調査を実施しました。

また、今回の策定にあたっては、障害福祉計画に併せて、障害児福祉計画の策定が求められていることから、障害のある児童とその家族の福祉サービスの利用状況や生活実態を明らかにし、計画策定と施策の推進に役立てることを目的として、17歳以下の障害のある児童を対象としたアンケート調査を実施しました。

◆18歳以上調査の概要

○調査対象者：身体障害のある人及び知的障害のある人については、それぞれ身体障害者手帳、療育手帳所持者から対象者を抽出し、精神障害のある人については、精神障害者保健福祉手帳の所持者及び自立支援医療（精神通院医療）受給者から対象者を抽出しています。障害種別による集計・分析が可能となる回答者数を確保することを考慮して、障害種別ごとに配布数を割り当て、それぞれについて無作為抽出で調査対象者を決定しました。

○調査期間：2017（平成29）年8月2日～8月16日（締め切り後に回収された調査票については、集計可能分は回収数に含んでいます）

○調査方法：郵送配布・郵送回収

○回収結果：

	配布数	回収数	回収率（％）
身体障害者手帳所持者	995	605	60.8
療育手帳所持者	500	264	52.8
精神障害者保健福祉手帳所持者	250	280	56.0
自立支援医療（精神通院医療）受給者	250		
合計	1,995	1,017	51.0

※障害種別ごとの回収数・回収率は、重複障害者をダブルカウントしているため、合計数と一致しません。

◆17 歳以下調査の概要

○調査対象者：市内在住の手帳所持者、障害児通所支援サービスや自立支援医療（育成医療）等の利用者全員

○調査期間：2017（平成 29）年 8 月 2 日～8 月 16 日（締め切り後に回収された調査票については、集計可能分は回収数に含んでいます）

○調査方法：郵送配布・郵送回収

○回収結果：

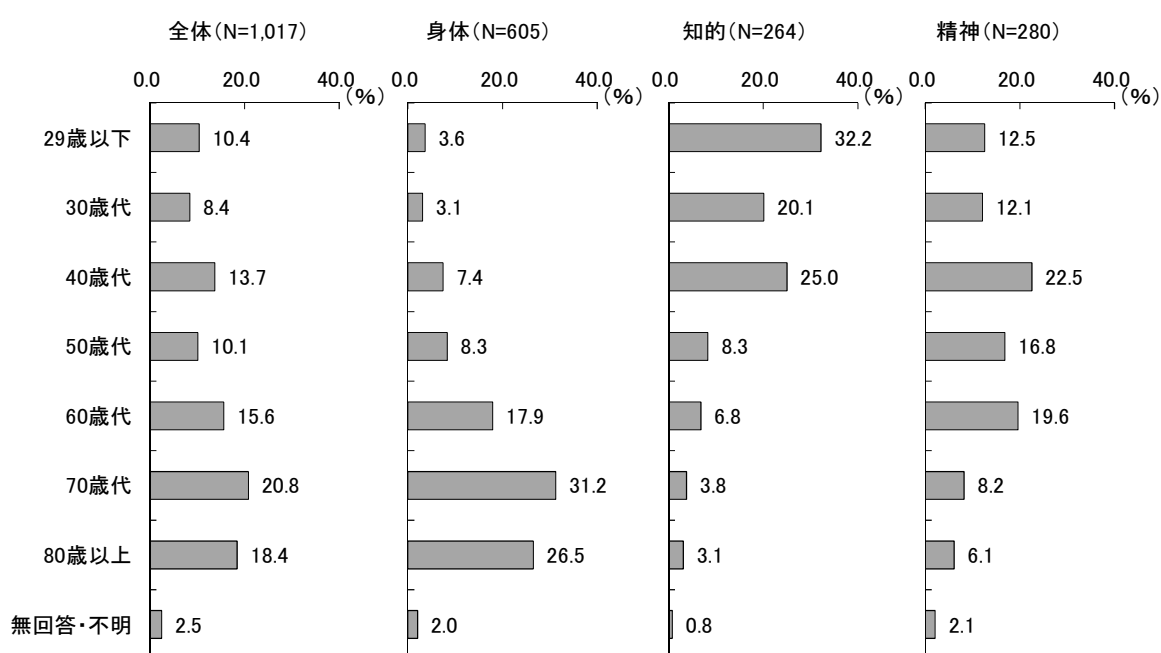
	配布数	回収数	回収率（％）
17 歳以下調査	505	209	41.4

◆調査結果の見方

「身体」は身体障害者手帳所持者、「知的」は療育手帳所持者、「精神」は精神障害者保健福祉手帳所持者及び自立支援医療（精神通院医療）受給者の結果を示しています。「N」は回答者の総数を示します。回答結果の割合「％」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第 2 位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から 1 つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値がちょうど 100％にならない場合があります。

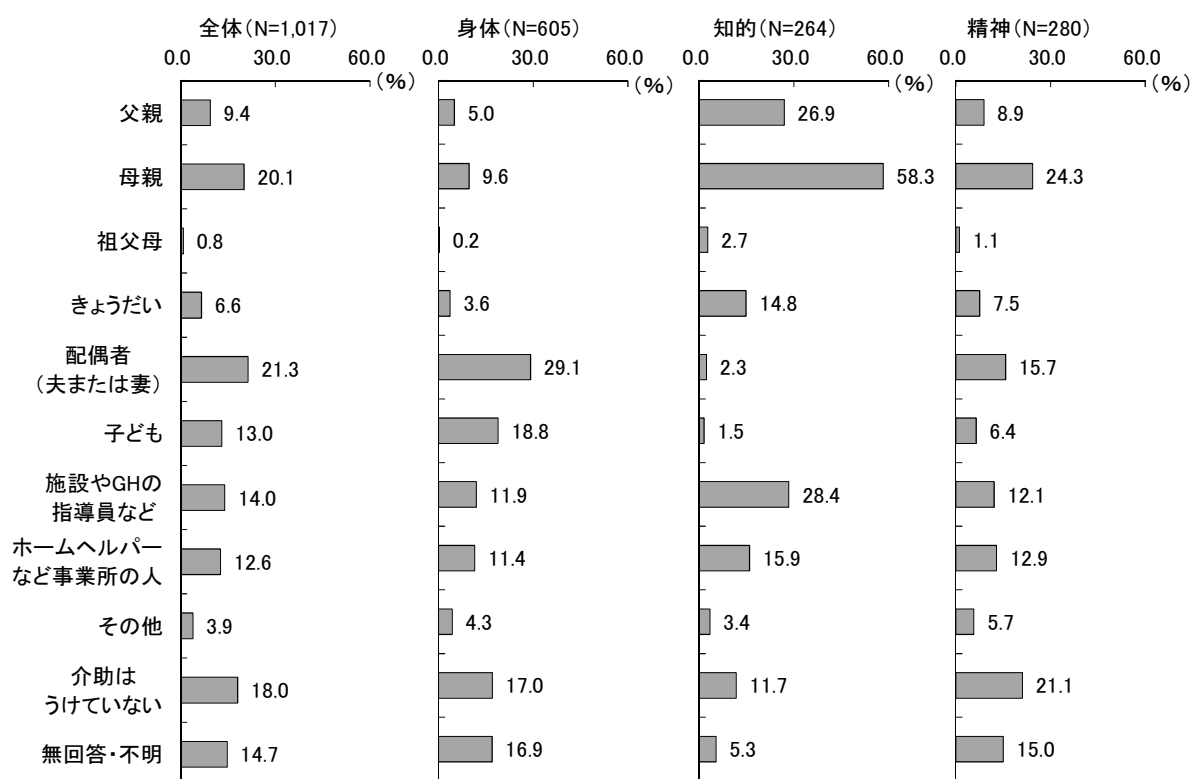
① 年齢構成（18 歳以上調査）

身体障害のある人では 70 歳代が最も多く、60 歳代以上で全体の 75.6％を占めています。知的障害のある人では 29 歳以下が最も多く、40 歳代以下が全体の 77.3％となっています。精神障害のある人は 40 歳代が最も多くなっています。



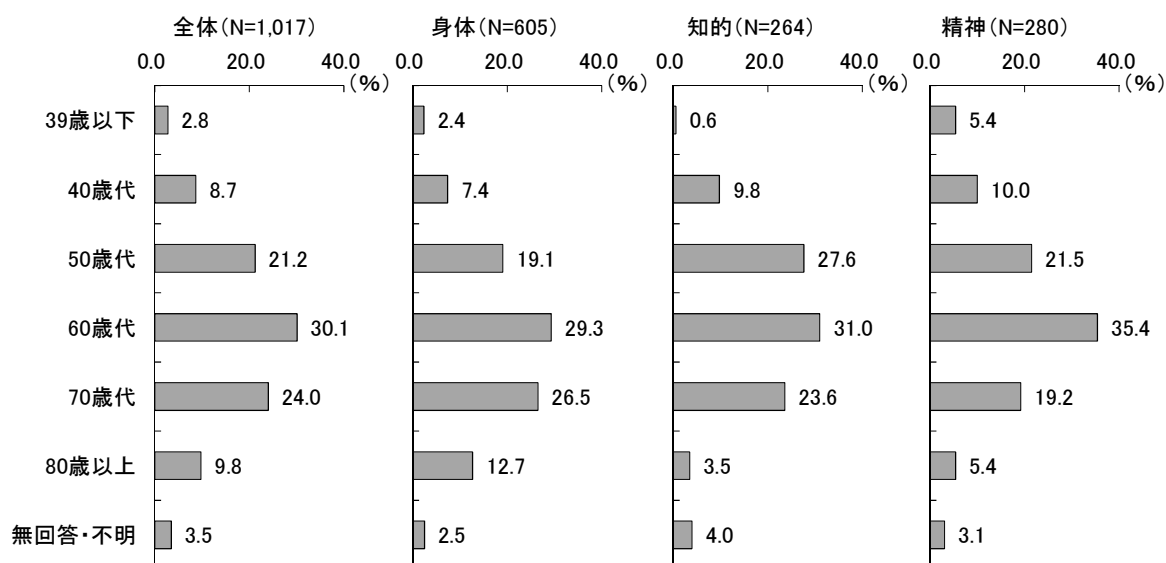
② 主な介助者（複数回答）（18歳以上調査）

身体障害のある人では「配偶者」が多く、知的障害のある人、精神障害のある人では「母親」が多くなっています。



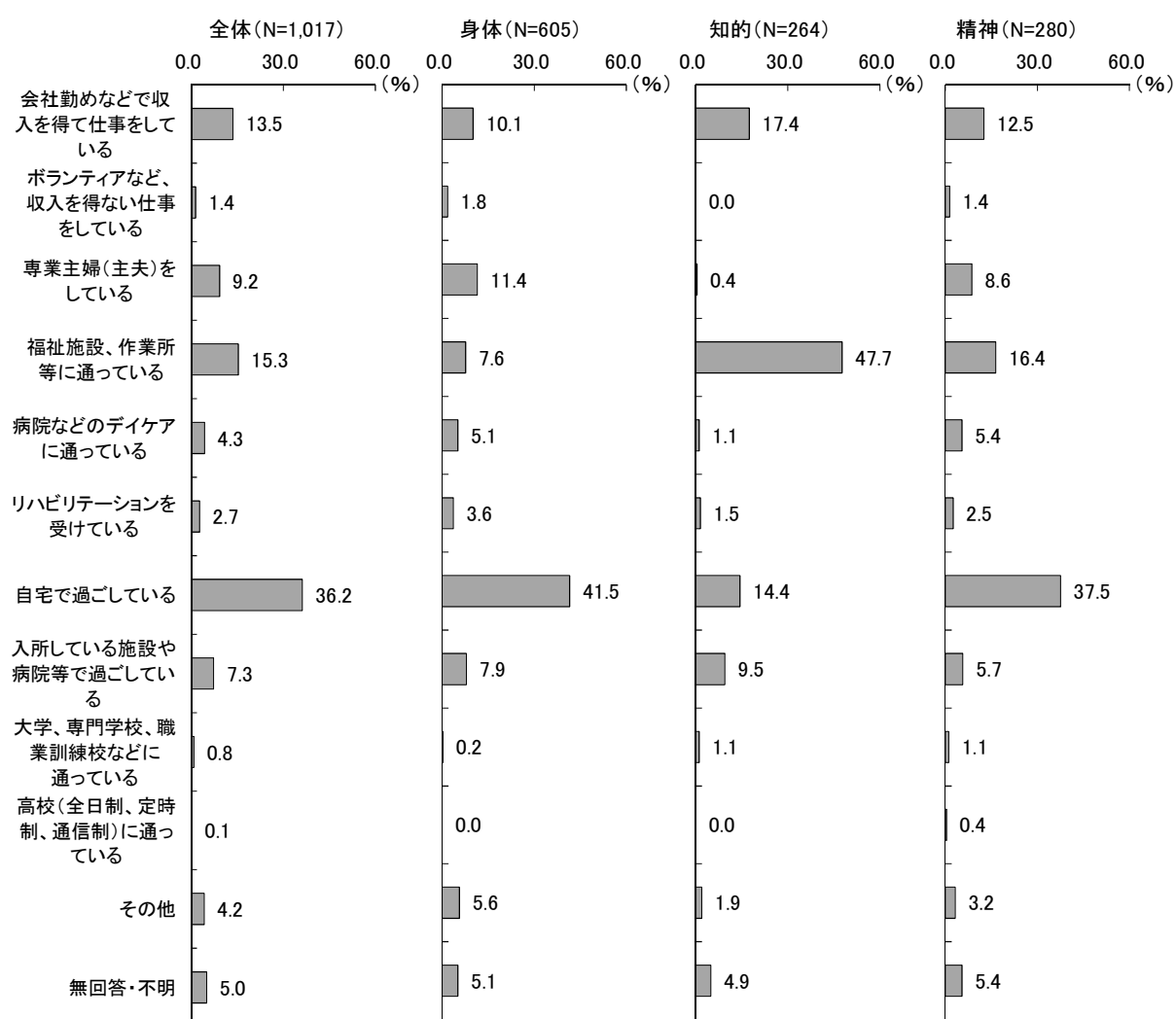
③ 主な介助者の年齢（18歳以上調査）

いずれの障害についても60歳代が最も多くなっています。主な介助者が70歳以上の割合は、身体障害のある人では約4割、知的障害、精神障害のある人では2割台となっています。介助者の高齢化を見据えた生活支援体制の確保が求められます。



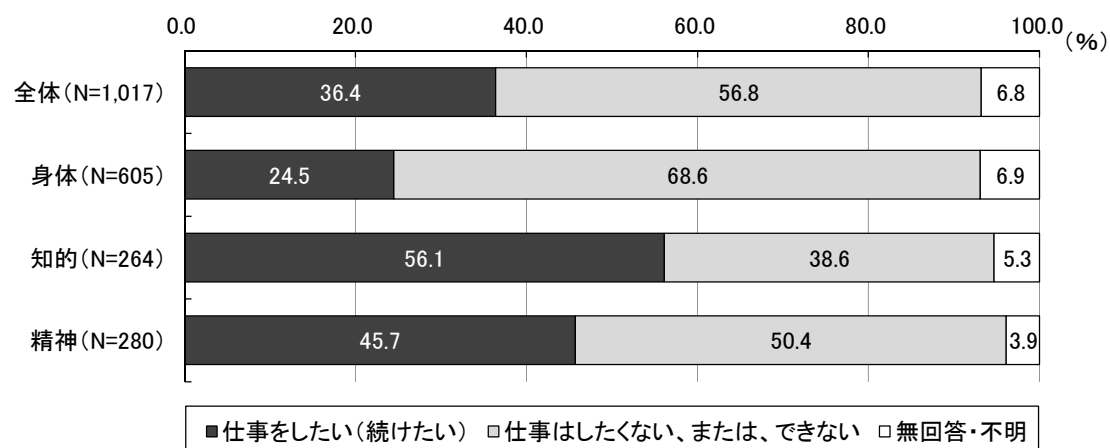
④ 平日の日中の過ごし方（18歳以上調査）

平日の日中の過ごし方については、身体障害のある人では高齢者が多いことも反映して「自宅で過ごしている」が特に多くなっています。知的障害のある人では、「福祉施設、作業所等に通っている」が特に多く、次いで「会社勤めなどで収入を得て仕事をしている」が多くなっています。精神障害のある人では、「自宅で過ごしている」が多く、次いで「福祉施設、作業所等に通っている」が多くなっています。



⑤ 収入を得る仕事の希望（18 歳以上調査）

現在収入を得る仕事をしていない人の中で、収入を得る仕事をしたいと思っているのは、知的障害のある人の半数を超えており、精神障害のある人の約4割となっています。身体障害のある人については、仕事をしていない人には高齢の人が多いため、就労の希望はやや低くなっています。



⑥ 障害福祉サービスの利用状況と利用意向（複数回答）（18 歳以上調査）

過去1年間に利用したことのある障害福祉サービスと、今後利用したいサービスについて、両者の差が大きく、潜在的ニーズが高いと思われるサービスを下表に示しています。これらのサービスについては、今後重点的に整備していく必要があると考えられます。

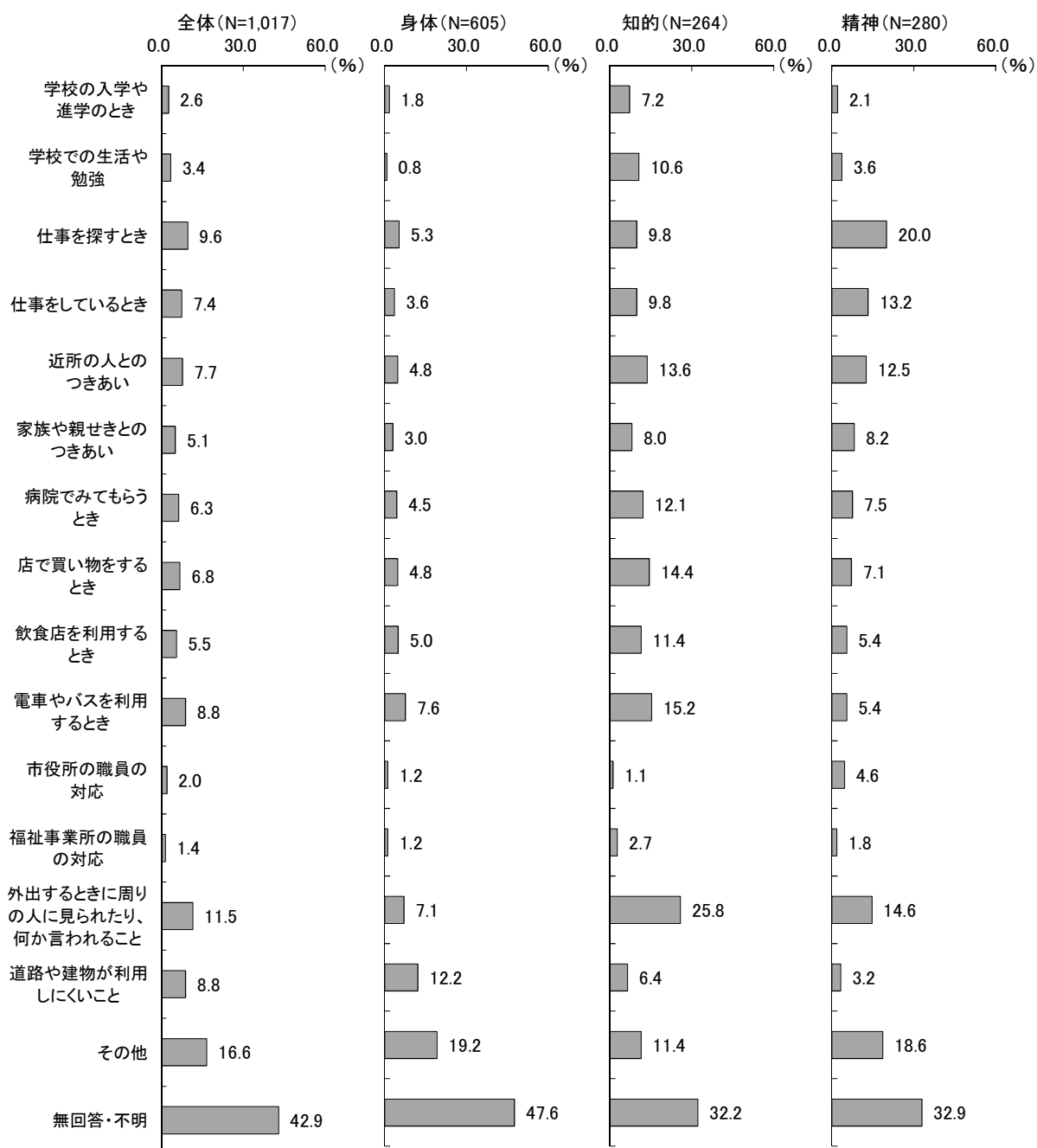
単位：％

障害種別	利用状況と 利用意向	居宅介護(ホ ームヘルプ)	短期入所(シ ョートステイ)	共同生活援 助(グループ ホーム)	施設入所支 援	相談支援
全体	利用した	8.5	6.7	4.6	6.0	7.7
	利用したい	19.1	14.3	10.8	12.8	18.6
身体	利用した	9.4	6.1	2.0	6.8	4.1
	利用したい	22.5	13.6	6.0	12.2	13.9
知的	利用した	6.8	12.9	15.5	10.6	18.9
	利用したい	13.6	27.3	30.7	22.7	30.3
精神	利用した	11.1	5.0	5.0	4.3	10.0
	利用したい	15.0	9.3	9.6	11.1	22.9

※「利用した」と「利用したい」の差が10ポイント以上あるものに網掛け。

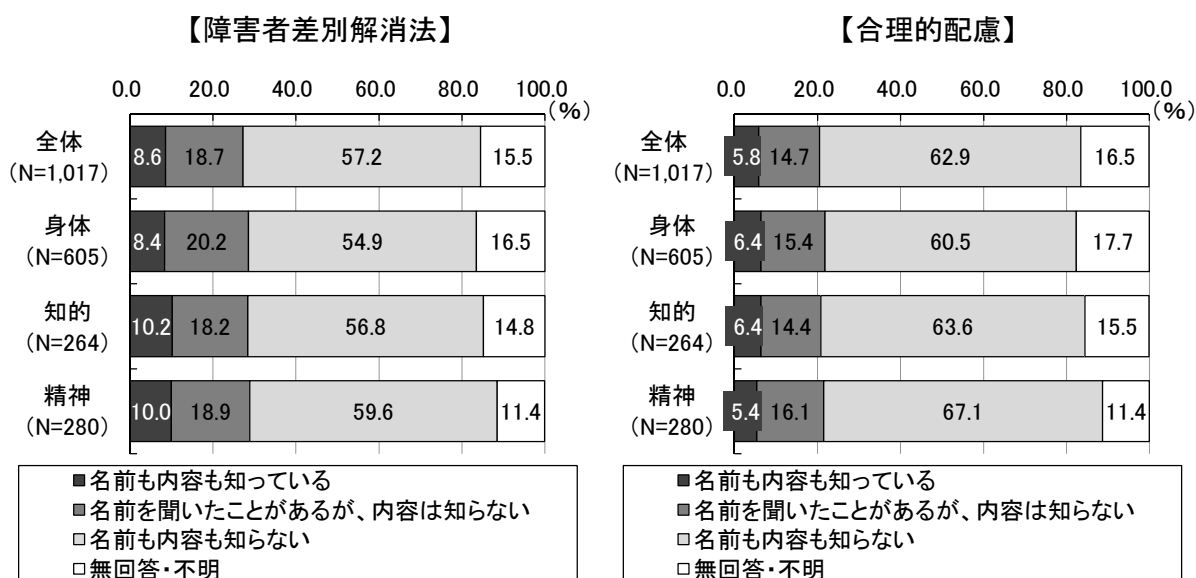
⑦ 障害があることで普段の生活で差別を受けたり、いやな思いをすることがある場面
(複数回答) (18歳以上調査)

知的障害のある人では、「外出するときに周りの人に見られたり、何か言われること」、精神障害のある人では、「仕事を探すとき」という回答が2割を超えて多くなっています。身体障害のある人の半数以上、知的障害、精神障害のある人の3分の2以上が、何らかの項目を回答しており、障害があることで普段の生活で差別を受けたり、いやな思いをすることがあるという人が少なくないことが示されています。



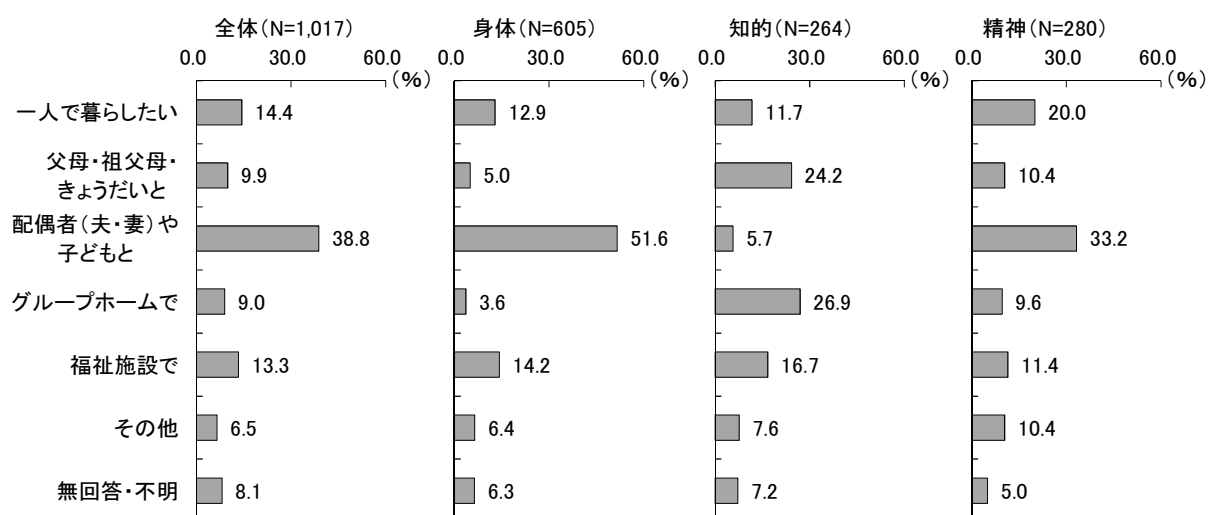
⑧ 障害者の権利に関する言葉の認知度（18歳以上調査）

2016（平成 28）年 4 月に施行された障害者差別解消法や、障害者の社会参加を促進し、差別解消をすすめるための重要な考え方である「合理的配慮」について、障害のある人においてもまだ認知がすすんでいないことが示されています。当事者のエンパワメントに向けた、広報・啓発が求められます。



⑨ 将来どのように暮らしたいか（18歳以上調査）

身体障害のある人は「配偶者や子どもと」が多く、知的障害のある人は「グループホームで」あるいは「父母・祖父母・きょうだいと」、精神障害のある人は「配偶者や子どもと」あるいは「一人で暮らしたい」が多くなっています。

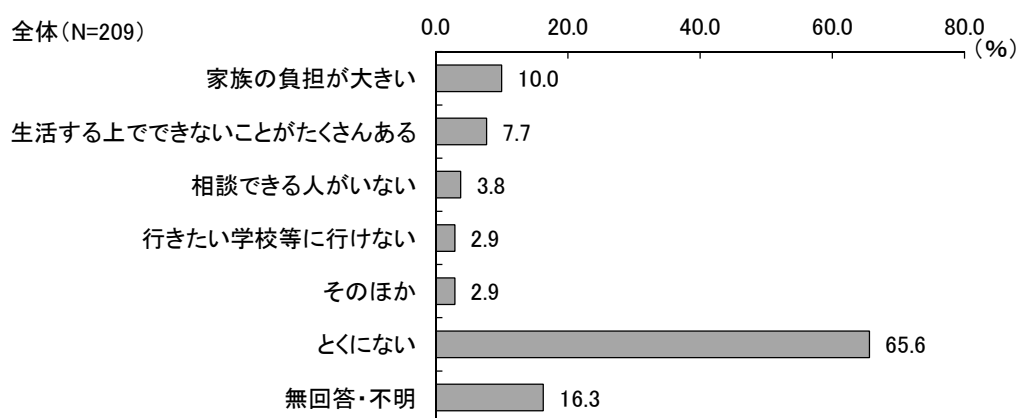


エンパワメント

障害のある人が自身の能力を発揮できるように支援することを言います。支援者が意思決定や身の回りのことすべてを介助するのではなく、障害のある人自身の自己選択・自己決定を可能とし、自分自身の人生の主人公になれるようにという観点から、本人の潜在能力を活用することが重視されます。

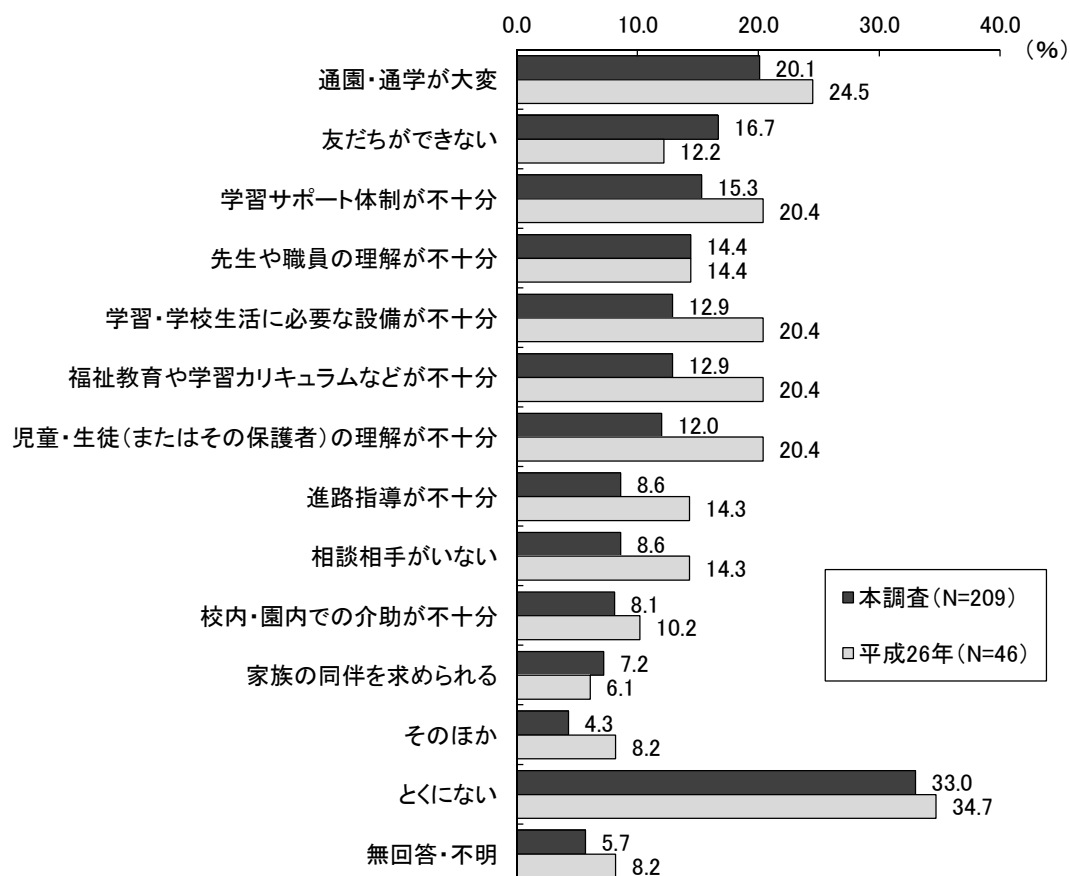
⑩ 医療ケアが必要なために困ったこと（複数回答）（17歳以下調査）

「とくにない」を除くと、「家族の負担が大きい」、「生活する上でできないことがたくさんある」といった回答がやや多くなっています。今後、医療的ケアに対応した支援の充実が求められます。



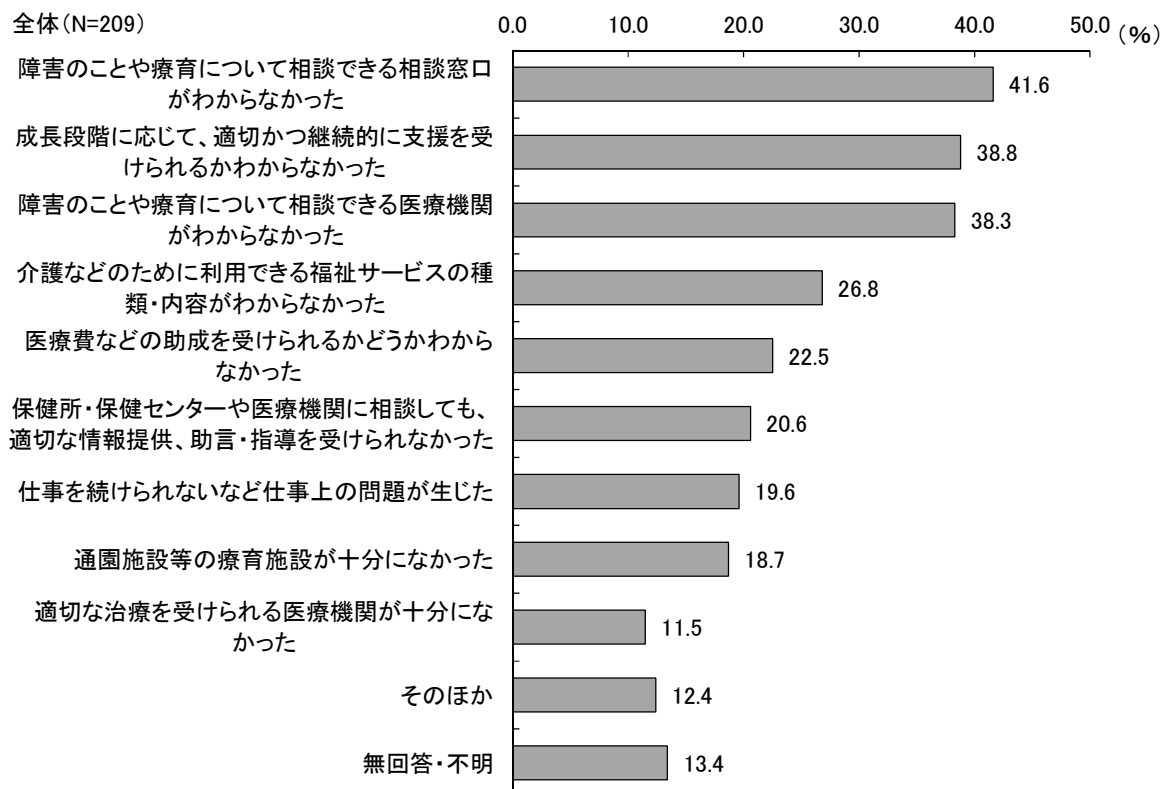
⑪ 園・学校生活を送るうえでの問題点（複数回答）（17歳以下調査）

園・学校生活を送るうえでの問題点は、「とくにない」を除くと、「通園・通学が大変」が最も多く、次いで「友だちができない」、「学習サポート体制が不十分」が続いています。前回（2014（平成26）年）調査と比較すると、全体的に回答率が下がっています。



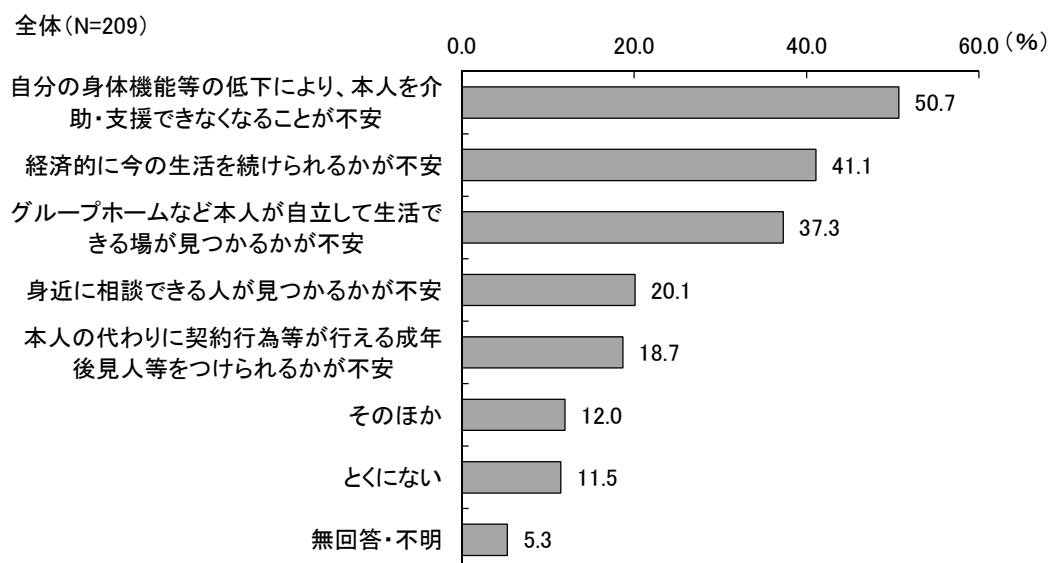
⑫ 子どもの障害等が分かったときの家族の不安や困りごと（複数回答）（17歳以下調査）

相談窓口や、成長段階に応じた適切な支援の有無、相談できる医療機関がわからなかったという回答が上位を占めており、多くの家族が、障害のある児童の支援について適切な情報が得られない状況にあったことがうかがえます。



⑬ 主な介助者の今後の不安（複数回答）（17歳以下調査）

障害のある児童の主な介助者の今後の不安として、自分が介助・支援できなくなった時のことや、将来の生活の継続、自立生活した生活の場の確保等について多く回答されています。



(2) 団体調査結果のまとめ

◆調査の概要

羽曳野市における障害者福祉に係る現状や課題等を把握することを目的として、市内で活動する障害のある人の当事者団体、相談支援受託事業所等を対象とした調査を実施しました。自由回答形式の調査票を配布し、項目別に団体の意見を尋ねました。

◆調査対象

市内の相談支援受託事業所・障害者団体等

◆調査期間

2017（平成 29）年 8 月 17 日～9 月 1 日（締め切り後の回答も集約可能分まで反映）

◆調査方法

E メール、F A X、郵送等により調査票を発送・回収

◆調査結果（回答数：6 団体）

それぞれの設問について、主な回答の概要を記載しています。

なお、対象事業所以外の事業所からも回答があったため、それらの意見も反映しています。

① 羽曳野市の障害者をめぐる状況に関して、次の各分野における課題・問題、特に支援を必要とすること

分野	主な意見
特に充実させる必要がある障害福祉サービスについて	・ 共同生活援助（グループホーム）等の生活できる場所 ・ 緊急時に受け入れできるショートステイ ・ 医療的ケアのできるヘルパー事業所の確保
相談支援・情報提供について	・ 基幹相談支援センターの設置 ・ 相談支援員の不足 ・ 利用者によりわかりやすく伝えるための工夫
保健・医療・リハビリテーションについて	・ 知的障害のある人が通いやすい医療機関の情報提供と医療機関との連携 ・ 発達障害の診断、アドバイスをしてくれる医療機関が近隣にない
スポーツ・文化活動・余暇活動等について	・ 羽曳野市内での活動の内容についての情報提供 ・ 就労している人も気楽に集える余暇活動の場
療育・就学前教育について	・ 継続的な早期療育をできる場が乏しい ・ 保護者支援、きょうだい支援。ペアレントトレーニングや、保護者向けの勉強会や研修等が増えてほしい

分野	主な意見
学校教育について	・医療的ケアが必要な子どもが通学できるシステムづくり ・ＩＣＴの活用など、障害特性に合った配慮の充実
雇用・就労について	・就労継続支援Ａ型事業所の質の向上 ・就労先までの移動支援制度 ・企業が知識を深められる研修の実施や指導側の人が悩みを相談できる窓口の充実
差別解消・権利擁護について	・虐待防止法・差別解消法等の研修会の開催 ・合理的配慮を行うことは当然であるという意識の醸成
行政機関の理解促進、合理的配慮について	・障害のある人にわかりやすい説明や理解しやすい説明 ・個々の障害特性に応じた制度活用の配慮 ・市役所職員を対象とした障害児・者に対する理解につながる研修
地域福祉活動・交流活動について	・地域福祉活動の報告を広報紙等に掲載 ・障害児を育てている保護者による相談機関
防犯・防災について	・当事者や障害関係機関の参画のもとでの防災計画の作成 ・災害が起こったらどうしたらよいかについての適切な情報提供 ・障害特性に配慮してくれる避難所の設置

② 障害者支援に関する施策について、特に重点的に取り組むべきだと考えること

分野	主な意見
障害者支援について	・基幹相談支援センターの設置が急務 ・緊急時対応の整備と、緊急時の受入体制を備えた地域支援拠点の設置 ・共同生活援助（グループホーム）・ショートステイ・日中一時支援等の増設と利用しやすい体制整備
障害児支援について	・障害がある親も子育てがしやすい制度の活用、保育所や学校への通学支援 ・不登校の子どもに対する柔軟な支援、孤立させないシステムづくり

(3) 事業所調査結果のまとめ

◆調査の概要

羽曳野市における障害者福祉に係る現状・課題等や、今後のサービス提供体制の整備に向けた事業所の意向を把握することを目的として、市内で障害福祉サービスを提供する事業所を対象とした調査を実施しました。自由回答形式の調査票を配布し、項目別に団体の意見を尋ねました。

◆調査対象

市内で障害福祉サービス等を提供する指定 50 事業所

◆調査期間

2017（平成 29）年 8 月 17 日～9 月 1 日（締め切り後の回答も集約可能分まで反映）

◆調査方法

Eメール、FAX、郵送等により調査票を発送・回収

◆調査結果（回答数：35 事業所）

自由記述方式で回答を求めた地域移行や一般就労への移行において求められる支援のあり方、障害福祉サービス事業を行ううえでの課題・問題について、主な意見を記載しました。

① 今後、地域移行や一般就労への移行を促進するうえで、特に求められる地域資源・福祉サービス・支援のあり方等について

分野	主な意見
施設入所者の地域移行について	• どのように支援してもらえるか利用者が理解できていないこともあるため、障害福祉サービスの理解を深める取り組みが必要 • 体験利用の場やピアサポート支援が必要 • 専門性のある支援スタッフの配置や医療支援体制の充実 • 地域移行だけでなく、親が高齢で子どもを見られない事例や家庭内等での虐待がある事例等、緊急性のある事例が少なくないと思われることから、共同生活援助（グループホーム）の増設が急務
福祉就労から一般就労への移行について	• 就労支援センターの定着支援員と本人と会社との関係・コミュニケーションをより密にすることで、長く働く環境を整備する必要がある • 知的障害のある人を受け入れることのできる基盤を持った会社の不足解消の取り組み • 企業と福祉が連携し、働く人材を育てる取り組みなどができないか • 就労先まで利用ができる移動支援制度 • 就労相談時間の拡充（時間、休日相談等）

② 障害福祉サービス事業や障害児通所支援事業を行ううえで、特に課題・問題となっていることや、行政に求めたいこと

分野	主な意見
人材の確保について	・福祉職をめざす職員の不足、専門性のある支援員の確保が難しい ・看護師の確保が難しい ・共同生活援助（グループホーム）について、入所者の高齢化等による支援ニーズの増大の一方で、世話人・生活支援員・夜勤者の確保・育成が課題となっており、人件費の高騰もあるためニーズに応える整備が困難となっている ・サービスの担い手の確保のための報酬額の増額等の取り組みが必要
相談支援について	・障害福祉サービスの根幹である相談支援事業所が少なく、特に障害児相談支援が不足しており、担当利用者数が多すぎて内容が充実していないなどの課題がある ・事業所数が増えない理由に相談支援事業が通常の給付費では自立できないという問題があり、市町村等から何かしらの補助金等の支援ができないか検討してほしい
情報提供について	・医療機関についての情報がほしい（休日・夜間等に受診できる場所の公開） ・震災時の障害児・者（高齢者も）の居場所や医療的なケア等を公にしてほしい
障害児支援について	・保護者の不安な思いに寄り添いながら、適切に次のステップへと導く相談支援をしてほしい ・児童発達支援センターから保育園・幼稚園に入園した保護者から園とのトラブル等の話を聞くことがある。センターとの役割の違いはわかるが、（トラブル等とならないよう）研修体制の強化等をお願いしたい
介護保険サービスとの連携について	・高齢で介護保険サービス優先になると、障害福祉サービスとの併用が難しいケースがあり、制度の違いからケアマネジャー等との相談や連携がスムーズにいかないことが多く利用者の不利益につながっている ・利用者的高齢化により障害福祉サービスから高齢福祉サービスに移行すると、これまで実質無料だったものが有料になるというケースが大半を占め、サービスの拒否が出てくることも多い
差別解消について	・共同生活援助（グループホーム）や障害福祉事業所を設立の際、地域の同意が得られず、事業が設立できないことがあり、こうした偏見や差別で設立ができないことがないよう、行政としてしっかりとした対応をお願いしたい

3 第4期障害福祉計画における成果目標と実績

第4期計画においては、施設入所者への地域生活への移行促進や福祉就労から一般就労への移行促進等について、計画期間中の目標値を設定しています。目標値に対する進捗実績は以下のとおりです。

施設入所者の削減については目標を達成し、福祉就労から一般就労への移行者数についても目標達成に近い実績となっている一方、就労移行率が3割以上の事業所の割合や、就労継続支援（B型）における工賃の平均額については、目標を大きく下回っています。また、地域生活支援拠点等の整備についても、引き続き課題となっています。

分野	項目	目標値	実績値
施設入所者の地域生活への移行促進	施設入所者の地域生活への移行数(計画期間中)	10人	平成27年度 2人 平成28年度 2人
	施設入所者の削減数(平成29年度末時点)	4人	4人 (平成29年9月末時点)
福祉就労から一般就労への移行促進	福祉就労から一般就労への移行者数(平成29年度末時点)	19人	17人 (平成28年度末時点)
	就労移行支援事業の利用者数(平成29年度末時点)	45人	35人 (平成28年度末時点)
	就労移行率が3割以上の事業所の割合	5割以上	0% (平成28年度末時点)
福祉就労施設の工賃の増額	就労継続支援(B型)事業所における工賃の平均額(平成29年度末時点)	10,335円	7,332円 (平成28年度実績)
地域生活支援拠点等の整備	障害者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等の整備	平成29年度までに1か所の地域生活支援拠点等を整備	拠点は未整備。地域自立支援推進会議等で本市の課題について、議論及び整理

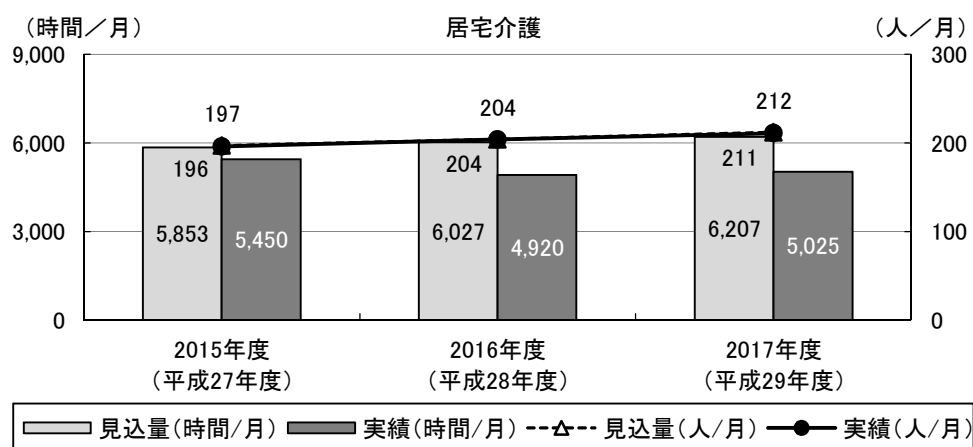
4 第4期障害福祉計画における障害福祉サービス等の見込量と実績

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスの見込量については、2014（平成26）年度の月平均利用者数を基本に、入所施設からの地域生活への移行者数、福祉施設から一般就労への移行者数の目標値を踏まえ、今後の手帳所持者数の推計と利用ニーズの状況等から見込まれる増加分を上乗せして算出しました。

① 居宅介護

利用人数はほぼ見込みどおりでしたが、利用時間数は、やや減少しています。障害のある児童の利用が減少傾向の一方、精神障害のある人の利用が増加しています。



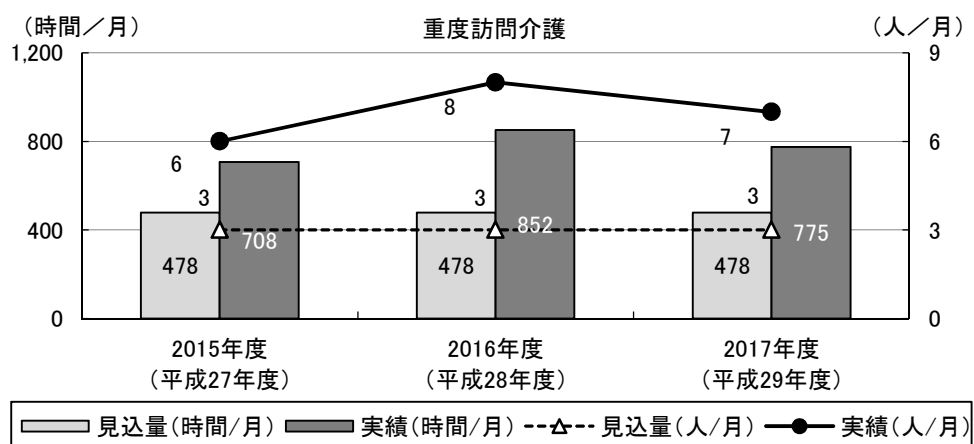
【居宅介護】

項 目		2015年度 (平成 27 年度)		2016年度 (平成 28 年度)		2017年度 (平成 29 年度)	
		人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月
身体障害のある人	見込量	101	4,247	103	4,331	104	4,373
	実 績	101	4,117	104	3,516	104	3,608
知的障害のある人	見込量	29	370	30	383	31	395
	実 績	29	304	32	302	33	331
障害のある児童	見込量	14	483	15	518	17	587
	実 績	9	237	7	157	6	124
精神障害のある人	見込量	53	753	56	795	60	852
	実 績	56	774	60	922	67	949
難病の人	見込量	－	－	－	－	－	－
	実 績	1	18	1	23	1	13
合計	見込量	197	5,853	204	6,027	212	6,207
	実 績	196	5,450	204	4,920	211	5,025

※2017（平成29）年度の実績は上半期（4月～8月）実績からの推計量（以下同様）。

② 重度訪問介護

過去の実績に基づき利用見込みを設定しましたが、これまで利用のなかった知的障害のある人の利用が新たに増加したことで、見込量を上回る実績となっています。今後は、新たなニーズを踏まえたサービス提供体制の整備が求められます。

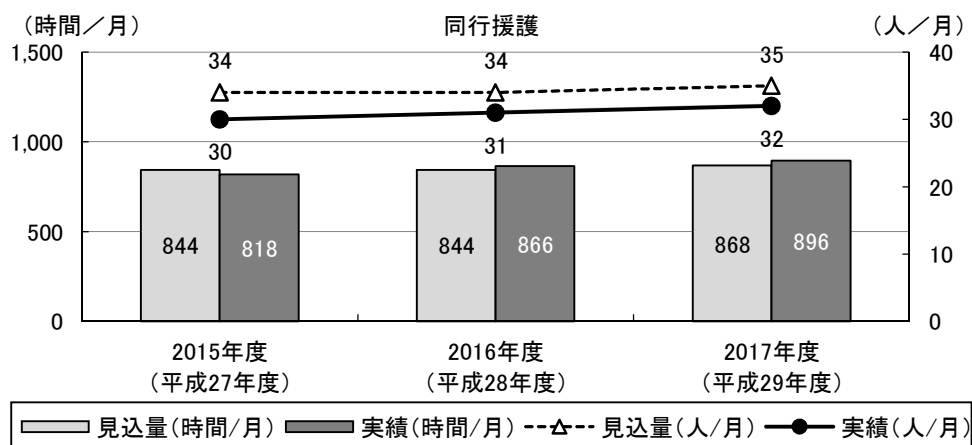


【重度訪問介護】

項 目		2015年度 (平成 27 年度)		2016年度 (平成 28 年度)		2017年度 (平成 29 年度)	
		人/月	時間/月	人/月	時間/月	人/月	時間/月
身体障害のある人	見込量	3	478	3	478	3	478
	実績	3	245	4	414	4	397
知的障害のある人	見込量	－	－	－	－	－	－
	実績	3	463	4	438	3	378
精神障害のある人	見込量	－	－	－	－	－	－
	実績	－	－	－	－	－	－
合計	見込量	3	478	3	478	3	478
	実績	6	708	8	852	7	775

③ 同行援護

2011（平成23）年10月より、新たに位置づけられた視覚障害のある人を対象としたサービスです。第4期については、障害のある児童の利用がありませんでした。

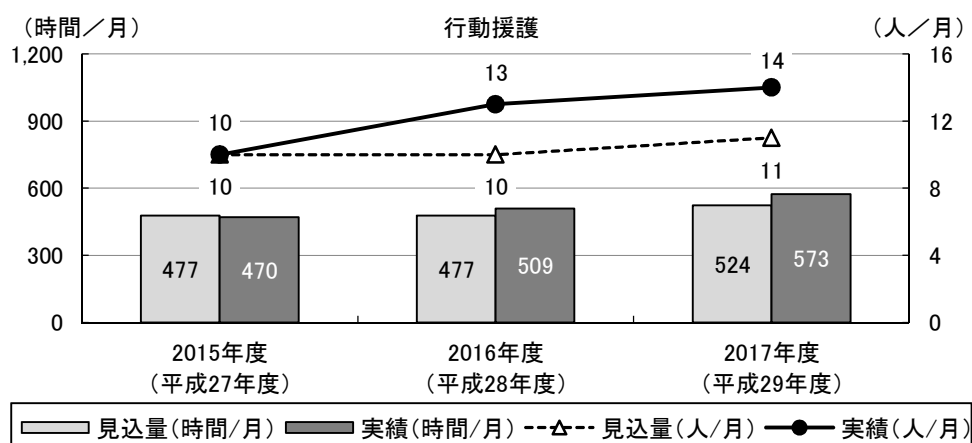


【同行援護】

項 目		2015年度 (平成 27 年度)		2016年度 (平成 28 年度)		2017年度 (平成 29 年度)	
		人/月	時間/月	人/月	時間/月	人/月	時間/月
身体障害のある人	見込量	32	794	32	794	33	818
	実 績	30	818	31	866	32	896
障害のある児童	見込量	2	50	2	50	2	50
	実 績	—	—	—	—	—	—
合 計	見込量	34	844	34	844	35	868
	実 績	30	818	31	866	32	896

④ 行動援護

この間、サービス事業所が増えたことなどで、利用人数、利用時間数ともに見込みをやや上回って推移しています。



【行動援護】

項 目		2015年度 (平成 27 年度)		2016年度 (平成 28 年度)		2017年度 (平成 29 年度)	
		人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月
知的障害のある人	見込量	10	477	10	477	11	524
	実 績	10	470	13	509	14	573
障害のある児童	見込量	-	-	-	-	-	-
	実 績	-	-	-	-	-	-
精神障害のある人	見込量	-	-	-	-	-	-
	実 績	-	-	-	-	-	-
合計	見込量	10	477	10	477	11	524
	実 績	10	470	13	509	14	573

⑤ 重度障害者等包括支援

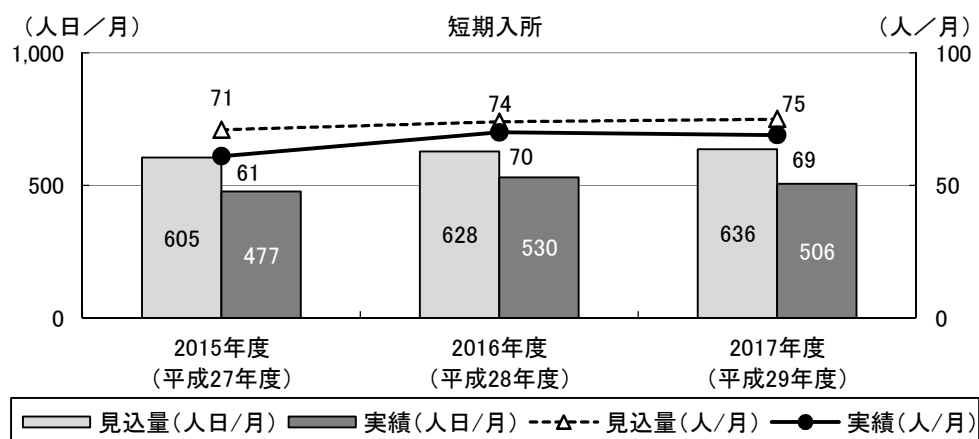
現行計画においては、過去の実績がないため見込量を算出しておらず、その後の支給決定者もいなかったことから、利用実績がありませんでした。重度障害者等包括支援を提供する事業所は、府内にも少なく、これがニーズを反映した結果なのかどうかは慎重に評価する必要があります。

【重度障害者等包括支援】

項 目		2015年度 (平成 27 年度)		2016年度 (平成 28 年度)		2017年度 (平成 29 年度)	
		人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月
3障害合計	見込量	0	0	0	0	0	0
	実 績	0	0	0	0	0	0

(2) 短期入所

アンケート調査等で潜在的なサービス利用ニーズが高いことが示されているサービスで、利用の増加を見込んで見込量を設定しましたが、利用実績はやや下回って推移しています。これは、市内に当該サービス事業所・定員が少なく、「利用したいときに使えない」状況も影響していると考えられます。



【短期入所】

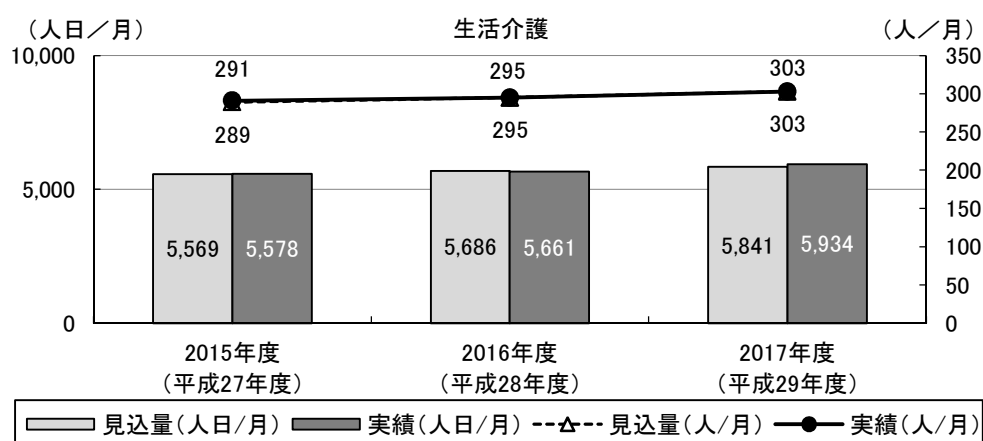
項 目		2015年度 (平成 27 年度)		2016年度 (平成 28 年度)		2017年度 (平成 29 年度)	
		人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月
身体障害のある人	見込量	23	210	24	219	24	219
	実 績	23	203	27	230	24	212
知的障害のある人	見込量	41	360	42	369	43	377
	実 績	34	254	39	282	41	276
障害のある児童	見込量	7	35	8	40	8	40
	実 績	4	20	4	18	3	16
精神障害のある人	見込量	－	－	－	－	－	－
	実 績	－	－	－	－	1	2
合計	見込量	71	605	74	628	75	636
	実 績	61	477	70	530	69	506

(3) 日中活動系サービス

第4期計画における日中活動系サービスについては、第3期計画期間中の利用実績を基本に、入所施設から地域生活への移行者数、福祉施設から一般就労への移行者数等を踏まえて見込量を算出しました。また、国の基本指針において、福祉施設から一般就労への移行者数や、就労移行支援事業の利用者数等についての目標設定について示されており、この基準も考慮して見込量を設定しています。

① 生活介護

ほぼ見込みどおりの利用状況となっています。これまで利用のなかった精神障害のある人の利用が新たにあったため、今後はニーズを踏まえた見込みの修正が求められます。

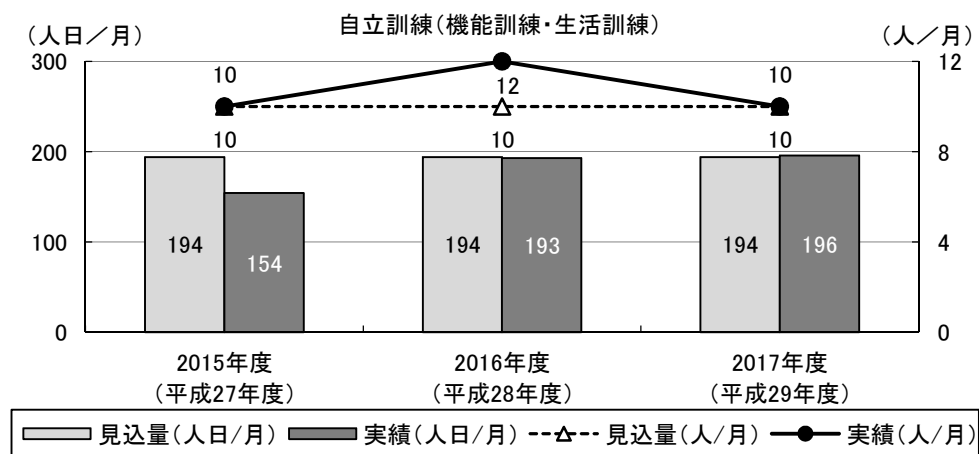


【生活介護】

項 目		2015年度 (平成 27 年度)		2016年度 (平成 28 年度)		2017年度 (平成 29 年度)	
		人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月
身体障害のある人	見込量	104	1,932	105	1,951	107	1,988
	実 績	101	1,880	101	1,877	106	2,001
知的障害のある人	見込量	185	3,637	190	3,735	196	3,853
	実 績	189	3,692	193	3,775	195	3,913
精神障害のある人	見込量	-	-	-	-	-	-
	実 績	1	6	1	9	2	20
合計	見込量	289	5,569	295	5,686	303	5,841
	実 績	291	5,578	295	5,661	303	5,934

② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

2015（平成27）年度はやや利用実績が少なかったものの、ほぼ見込みどおりの利用状況で推移しています。

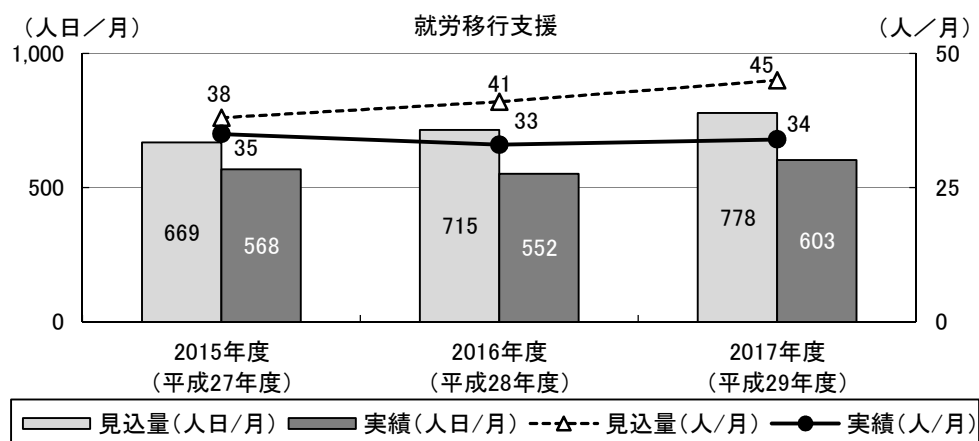


【自立訓練】

項 目		2015年度 (平成 27 年度)		2016年度 (平成 28 年度)		2017年度 (平成 29 年度)	
		人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月
身体障害のある人	見込量	2	43	2	43	2	43
	実 績	2	27	3	42	2	22
知的障害のある人	見込量	3	62	3	62	3	62
	実 績	5	82	4	64	3	56
精神障害のある人	見込量	5	89	5	89	5	89
	実 績	3	45	5	87	5	118
合 計	見込量	10	194	10	194	10	194
	実 績	10	154	12	193	10	196

③ 就労移行支援

第4期計画では、国の基本指針に基づいて利用者数の目標設定を行っており、そのことを踏まえた見込量を設定しましたが、実績はやや下回って推移しています。中でも、知的障害のある人の利用がやや減少傾向となっています。

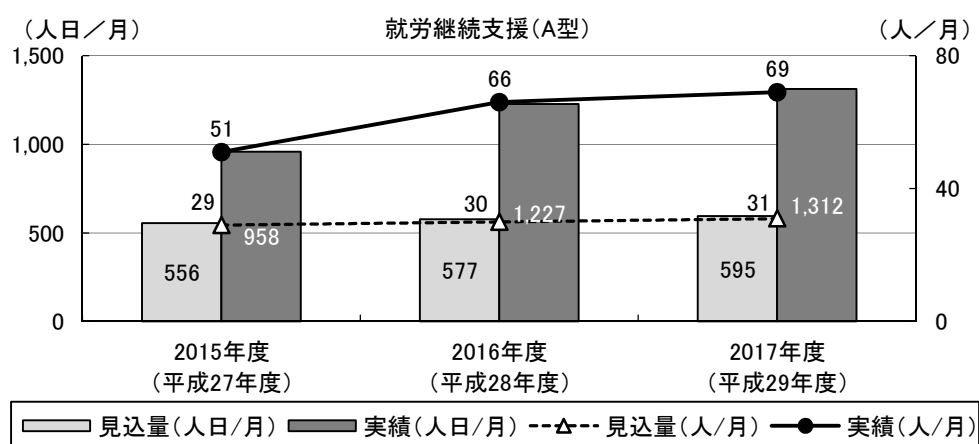


【就労移行支援】

項 目		2015年度 (平成 27 年度)		2016年度 (平成 28 年度)		2017年度 (平成 29 年度)	
		人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月
身体障害のある人	見込量	4	86	4	86	4	86
	実 績	2	32	3	60	3	61
知的障害のある人	見込量	20	369	20	369	21	387
	実 績	18	307	16	261	14	261
精神障害のある人	見込量	14	214	17	260	20	305
	実 績	15	229	14	231	17	281
合 計	見込量	38	669	41	715	45	778
	実 績	35	568	33	552	34	603

④ 就労継続支援（A型）

過去の実績に基づいて見込量を設定しましたが、事業所の増加により利用実績が大幅に増加しており、2016（平成28）年度以降は利用人数、利用日数ともに見込量の2倍以上で推移しています。この要因としては、規制緩和により当該サービス事業所が増加していることが考えられます。国においては、就労継続支援A型について、事業所の増加に伴い、障害の状況に応じた適切なサービスが提供されていない事例が少なくないとしており、サービスの適正化に向けた取り組みがすすめられています。今後はこうした動向等を踏まえた対応が求められます。

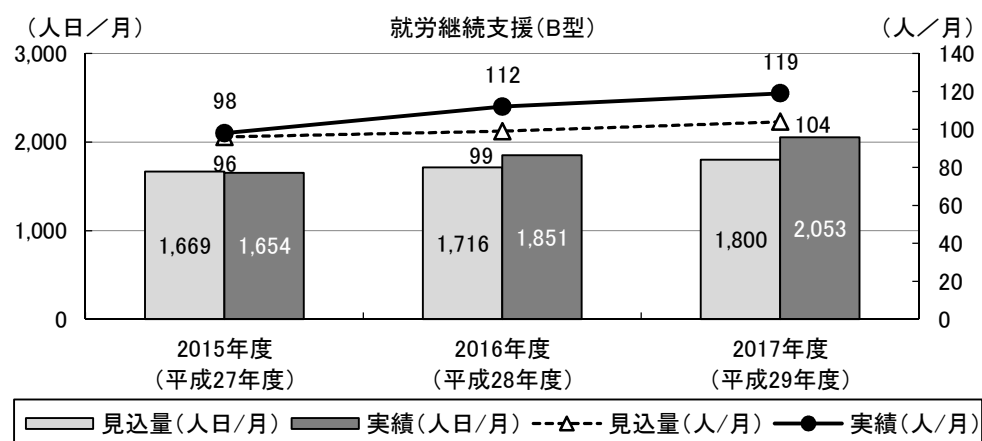


【就労継続支援（A型）】

項 目		2015年度 (平成 27 年度)		2016年度 (平成 28 年度)		2017年度 (平成 29 年度)	
		人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月
身体障害のある人	見込量	8	150	8	150	8	150
	実績	16	307	19	365	17	350
知的障害のある人	見込量	11	227	12	248	12	248
	実績	18	363	23	447	22	444
精神障害のある人	見込量	10	179	10	179	11	197
	実績	17	288	23	398	29	506
難病の人	見込量	－	－	－	－	－	－
	実績	－	－	1	17	1	12
合計	見込量	29	556	30	577	31	595
	実績	51	958	66	1,227	69	1,312

⑤ 就労継続支援（B型）

過去の利用の増加傾向を踏まえて見込量を設定しましたが、それをやや上回る利用実績となっています。特に知的障害のある人の利用が増加しており、こうした傾向を踏まえたサービス提供体制の整備が求められます。

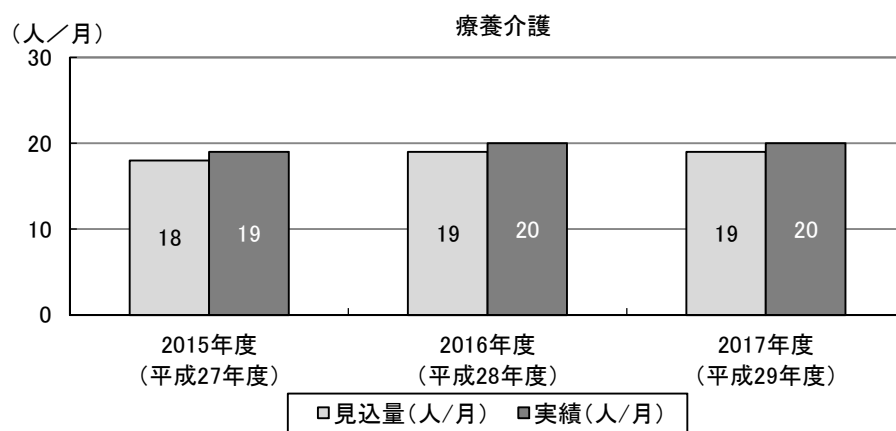


【就労継続支援（B型）】

項 目		2015年度 (平成 27 年度)		2016年度 (平成 28 年度)		2017年度 (平成 29 年度)	
		人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月
身体障害のある人	見込量	14	241	14	241	15	258
	実 績	15	262	17	302	18	334
知的障害のある人	見込量	54	1,028	55	1,047	57	1,085
	実 績	53	987	63	1,150	69	1,304
精神障害のある人	見込量	28	400	30	428	32	457
	実 績	30	405	32	399	32	415
合 計	見込量	96	1,669	99	1,716	104	1,800
	実 績	98	1,654	112	1,851	119	2,053

⑥ 療養介護

利用実績は、ほぼ見込みどおりで安定して推移しています。



【療養介護】

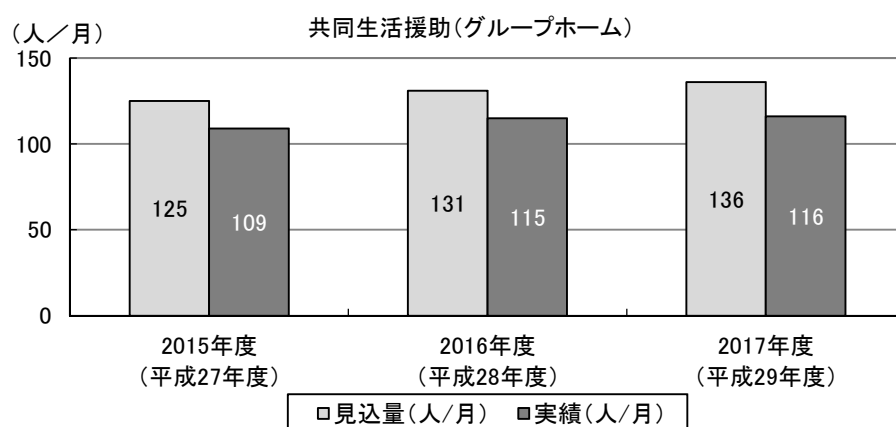
項 目		2015年度 (平成 27 年度)	2016年度 (平成 28 年度)	2017年度 (平成 29 年度)
		人／月	人／月	人／月
3障害合計	見込量	18	19	19
	実 績	19	20	20

（４）居住系サービス

第４期計画における居住系サービスの見込量については、第３期計画期間中の利用者数とその増加傾向や、施設入所者の地域移行等を考慮して算出しました。

① 共同生活援助（グループホーム）

アンケート調査等では潜在的な利用ニーズが高いことが示されていますが、見込量ほど利用実績が伸びていません。これは共同生活援助（グループホーム）の定員が十分ではないことが影響していると考えられます。施設入所等からの地域生活への移行促進のうえで、重度の障害のある利用者への適切な支援が行えるよう、施設整備と人材の確保等が課題となっています。

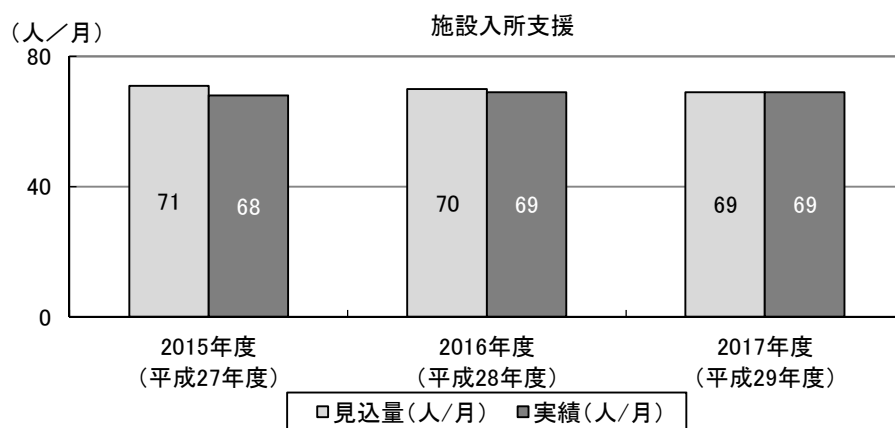


【共同生活援助】

項 目		2015年度 (平成 27 年度)	2016年度 (平成 28 年度)	2017年度 (平成 29 年度)
		人／月	人／月	人／月
身体障害のある人	見込量	27	28	28
	実 績	23	23	22
知的障害のある人	見込量	80	82	84
	実 績	80	85	87
精神障害のある人	見込量	18	21	24
	実 績	6	7	7
合計	見込量	125	131	136
	実 績	109	115	116

② 施設入所支援

第4期計画では、国の指針に基づき、施設入所者数の削減目標を設定しており、それを踏まえた見込量となっています。平成29年度の利用見込みに基づくと、目標をほぼ達成できる見込みです。



【施設入所支援】

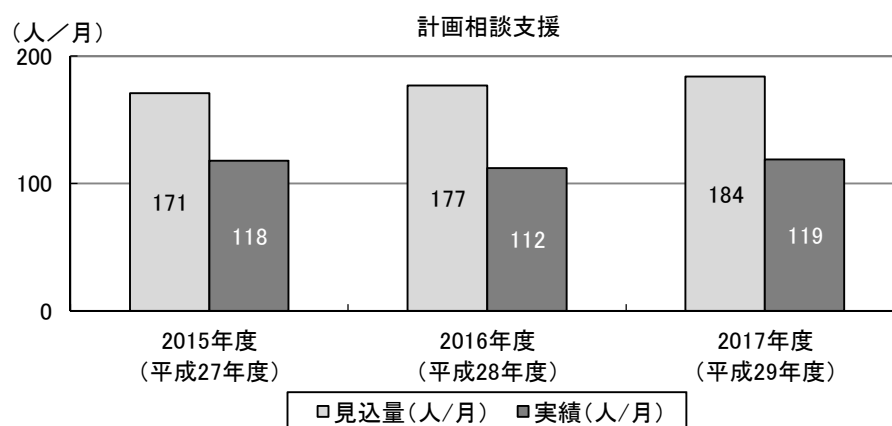
項 目		2015年度 (平成 27 年度)	2016年度 (平成 28 年度)	2017年度 (平成 29 年度)
		人/月	人/月	人/月
身体障害のある人	見込量	28	28	27
	実 績	25	27	28
知的障害のある人	見込量	43	42	42
	実 績	42	40	40
精神障害のある人	見込量	0	0	0
	実 績	1	2	1
合計	見込量	71	70	69
	実 績	68	69	69

(5) 相談支援事業

計画相談支援については、2015（平成27）年度より、障害福祉サービスの利用にあたり、サービス等利用計画等を作成することが必須となったため、支給決定者全員の計画相談支援を行うことを想定して、見込量を算定しました。地域移行支援、地域定着支援については、2014（平成26）年度までの、入所施設から地域生活への移行者や、退院可能な精神障害のある人の見込みをもとにして算出しました。

① 計画相談支援

見込量を大きく下回って推移しています。障害福祉サービス利用計画の作成とモニタリングについて、支給決定者全員に確実に相談支援が行えているかどうか、検証が求められるとともに、適切なサービス利用のための計画相談支援の必要性について、利用者、事業者さらに周知を図る必要があります。

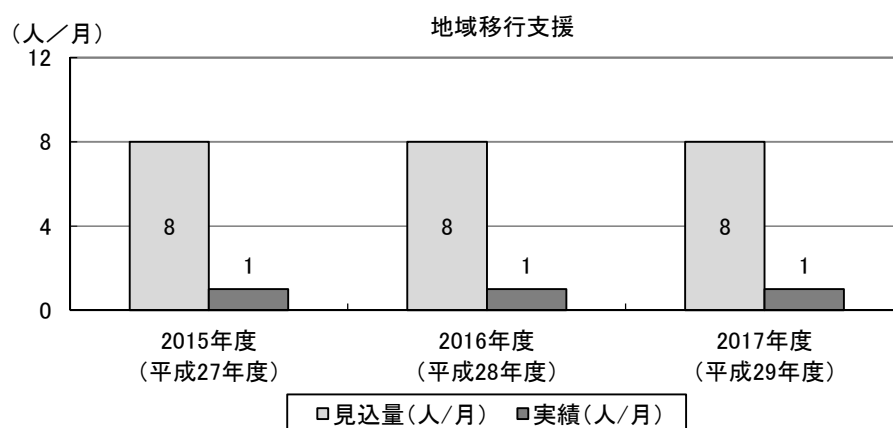


【計画相談支援】

項 目		2015年度 (平成 27 年度)	2016年度 (平成 28 年度)	2017年度 (平成 29 年度)
		人／月	人／月	人／月
身体障害のある人	見込量	40	40	41
	実 績	30	36	35
知的障害のある人	見込量	79	81	84
	実 績	65	55	58
障害のある児童	見込量	5	6	6
	実 績	5	0	0
精神障害のある人	見込量	47	50	53
	実 績	17	21	25
難病の人	見込量	－	－	－
	実 績	1	0	1
合 計	見込量	171	177	184
	実 績	118	112	119

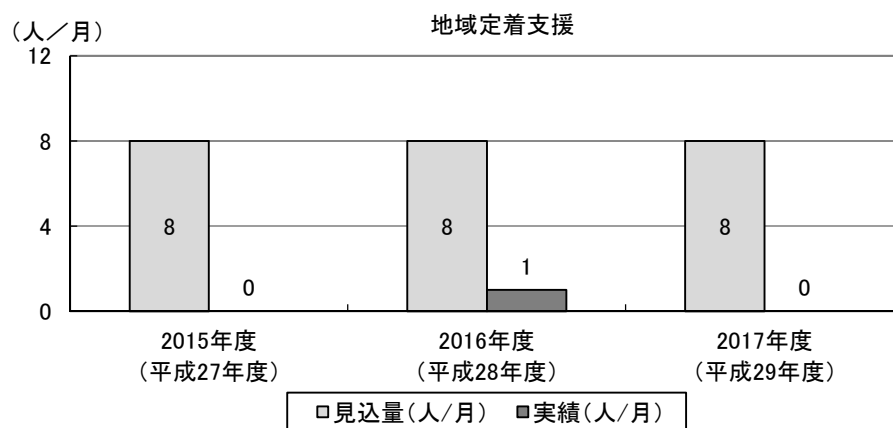
② 地域移行支援・地域定着支援

国の基本指針において示された基準に基づく、入所施設からの地域移行の目標達成に向け、見込量を算定しましたが、計画ほどには地域移行がすすんでおらず、少数の利用にとどまっています。成果目標の達成や社会的入院の縮減に向け、当該サービスの利用に結び付けるための地域移行コーディネーターの配置等、独自の取り組みが必要となっています。地域定着支援についても、介護者の高齢化等に伴う親元からの独立を図るためにも重要なサービスであり、地域移行支援とともに利用促進を図る独自の取り組みが必要となっています。



【地域移行支援】

項 目		2015年度 (平成 27 年度)	2016年度 (平成 28 年度)	2017年度 (平成 29 年度)
		人／月	人／月	人／月
身体障害のある人	見込量	0	0	0
	実 績	0	0	0
知的障害のある人	見込量	3	3	3
	実 績	1	0	0
精神障害のある人	見込量	5	5	5
	実 績	0	1	1
合計	見込量	8	8	8
	実 績	1	1	1



【地域定着支援】

項 目		2015年度 (平成 27 年度)	2016年度 (平成 28 年度)	2017年度 (平成 29 年度)
		人／月	人／月	人／月
身体障害のある人	見込量	0	0	0
	実 績	0	0	0
知的障害のある人	見込量	3	3	3
	実 績	0	0	0
精神障害のある人	見込量	5	5	5
	実 績	0	1	0
合計	見込量	8	8	8
	実 績	0	1	0

（６）地域生活支援事業の見込量と実績

地域生活支援事業の各サービス見込量は、基本的に過去の実績とその動向に基づき、実施箇所数を勘案して算出しました。①～⑦はすべての市町村で実施が求められている必須事業、⑧～⑬は、市町村が地域の実情に応じて実施する任意事業となっています。

① 理解促進研修・啓発事業／自発的活動支援事業

計画どおり実施しています。2016（平成 28）年度より障害者差別解消法が施行されたこと等を踏まえ、引き続き取り組みの充実が求められます。

【理解促進研修・啓発事業／自発的活動支援事業】

項 目	単位		2015年度 (平成 27 年度)	2016年度 (平成 28 年度)	2017年度 (平成 29 年度)
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	見 込	有	有	有
		実 績	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	見 込	有	有	有
		実 績	有	有	有

② 相談支援事業

相談支援事業については、本市でこれまで蓄積してきた相談支援のノウハウや相談支援ネットワークを十分に生かし、相談支援体制の充実・強化を図ることをめざし、各事業の実施を見込んでおり、おおむね計画どおりの整備がすすんでいます。基幹相談支援センターが未設置であることが、課題となっています。

【相談支援事業】

項 目	単位		2015年度 (平成 27 年度)	2016年度 (平成 28 年度)	2017年度 (平成 29 年度)
障害者相談支援事業	実施箇所数	見込量	4	4	4
		実 績	4	4	4
基幹相談支援センター	実施の有無	見 込	有	有	有
		実 績	無	無	無
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施の有無	見 込	有	有	有
		実 績	有	有	有
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	実施の有無	見 込	有	有	有
		実 績	有	有	有

③ 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度については、利用ニーズによって実績が変化しますが、必要な人が利用できるよう、制度の周知などにより、利用促進を引き続き図っていきます。成年後見制度法人後見支援事業を実施していますが、市内法人での事業実施には至っていません。

【成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業】

項 目	単位		2015年度 (平成 27 年度)	2016年度 (平成 28 年度)	2017年度 (平成 29 年度)
成年後見制度利用支援事業	人／年	見込量	5	5	5
		実 績	2	1	2
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	見 込	有	有	有
		実 績	有	有	有

※2017（平成 29）年度は 12 月までの実績からの推計量。移動支援事業を除き以下同じ。

④ 意思疎通支援事業等

手話通訳者派遣事業については、計画を上回る利用実績となっています。一方で、要約筆記者派遣事業については、利用実績が計画を大きく下回っています。手話通訳者設置事業は、2016（平成28）年度より、計画を上回る 3 人の設置となっています。

【意思疎通支援事業等】

項 目	単位		2015年度 (平成 27 年度)	2016年度 (平成 28 年度)	2017年度 (平成 29 年度)
手話通訳者派遣事業	人／年	見込量	35	35	36
		実 績	47	57	44
要約筆記者派遣事業	人／年	見込量	10	12	14
		実 績	5	3	5
手話通訳者設置事業	人／年	見込量	2	2	2
		実 績	2	3	3
手話奉仕員養成研修事業	人／年	見込量	40	40	40
		実 績	30	28	45

⑤ 日常生活用具給付等事業

これまでの実績に基づいて見込量を算出しました。おおむね計画どおりの実績となっていますが、介護・訓練支援用具については計画を大きく下回る実績となっており、居宅生活動作補助用具については計画を上回って推移しています。

【日常生活用具給付等事業】

項 目	単位		2015年度 (平成 27 年度)	2016年度 (平成 28 年度)	2017年度 (平成 29 年度)
介護・訓練支援用具	件／年	見込量	47	47	48
		実 績	14	11	19
自立生活支援用具	件／年	見込量	63	64	65
		実 績	71	61	25
在宅療養等支援用具	件／年	見込量	20	20	20
		実 績	26	18	38
情報・意思疎通支援用具	件／年	見込量	48	48	49
		実 績	32	41	30
排泄管理支援用具	件／年	見込量	3,004	3,048	3,092
		実 績	2,888	3,385	3,526
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件／年	見込量	3	3	3
		実 績	10	6	4

⑥ 移動支援事業

従来のサービス水準の確保を前提とし、利用の増加傾向を踏まえて見込量を設定しましたが、全体では利用実績が見込みを大きく下回っています。これは、重度訪問介護へのサービス移行で、従来、移動支援で対応していた外出介助が同サービスに移行したことなども影響していると考えられます。また障害のある児童の利用が、見込みほど増加しなかったことも要因となっています。

【移動支援事業】

項 目		2015年度 (平成 27 年度)		2016年度 (平成 28 年度)		2017年度 (平成 29 年度)	
		人／年	時間／年	人／年	時間／年	人／年	時間／年
身体障害のある人	見込量	57	15,789	58	16,066	58	16,066
	実 績	56	17,276	71	16,754	56	11,692
知的障害のある人	見込量	154	48,705	158	49,970	163	51,551
	実 績	154	49,366	171	49,659	159	45,135
障害のある児童	見込量	71	41,288	79	45,940	87	50,592
	実 績	37	20,241	31	15,303	30	17,677
精神障害のある人	見込量	7	1,664	8	1,901	8	1,901
	実 績	12	1,602	20	1,823	18	2,186
合計	見込量	289	107,446	303	113,877	316	120,110
	実 績	259	88,485	293	83,539	263	76,690

※2017（平成 29）年度の実績は上半期（4 月～8 月）実績からの推計量。

⑦ 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターについては、ほぼ見込みどおりの利用人数となっています。

【地域活動支援センター事業】

項 目		2015年度 (平成 27 年度)		2016年度 (平成 28 年度)		2017年度 (平成 29 年度)	
		箇所	人／年	箇所	人／年	箇所	人／年
地域活動支援センター事業	見込量	3	70	3	72	3	74
	実 績	3	67	3	70	3	67

⑧ 訪問入浴サービス事業

これまで利用者は、ほぼ横ばいで推移してきましたが、2016（平成28）年度には利用が増加しています。

【訪問入浴サービス事業】

項 目		2015年度 (平成 27 年度)		2016年度 (平成 28 年度)		2017年度 (平成 29 年度)	
		人／年	回／年	人／年	回／年	人／年	回／年
訪問入浴サービス事業	見込量	10	500	10	500	10	500
	実 績	5	349	11	627	7	477

⑨ 日中一時支援事業

利用者は減少傾向で推移してきましたが、2016（平成28）年度には利用が増加しています。

【日中一時支援事業】

項 目		2015年度 (平成 27 年度)		2016年度 (平成 28 年度)		2017年度 (平成 29 年度)	
		人／年	回／年	人／年	回／年	人／年	回／年
日中一時支援事業	見込量	10	500	10	500	10	500
	実 績	5	227	10	266	3	55

⑩ 生活支援事業

障害福祉サービスの整備に伴い、利用の減少が続いていましたが、近年は安定した利用実績となっています。

【生活支援事業】

項 目		2015年度 (平成 27 年度)		2016年度 (平成 28 年度)		2017年度 (平成 29 年度)	
		人／年	回／年	人／年	回／年	人／年	回／年
生活支援事業	見込量	15	1,000	15	1,000	15	1,000
	実 績	10	813	10	823	11	785

⑪ 障害児タイムケア事業

利用者の、放課後等デイサービスへの移行がすすみ、利用が急減しています。

【障害児タイムケア事業】

項 目		2015年度 (平成 27 年度)		2016年度 (平成 28 年度)		2017年度 (平成 29 年度)	
		人／年	回／年	人／年	回／年	人／年	回／年
障害児タイムケア事業	見込量	20	1,200	20	1,200	20	1,200
	実 績	2	111	2	58	0	0

⑫ 更生訓練費給付事業

計画どおり継続実施されています。

【更生訓練費給付事業】

項 目		2015年度 (平成 27 年度)	2016年度 (平成 28 年度)	2017年度 (平成 29 年度)
更生訓練費給付事業	見 込	継続	継続	継続
	実 績	継続	継続	継続

⑬ 社会参加促進事業

計画どおり継続実施されています。

【社会参加促進事業】

項 目		2015年度 (平成 27 年度)	2016年度 (平成 28 年度)	2017年度 (平成 29 年度)
社会参加促進事業	見 込	継続	継続	継続
	実 績	継続	継続	継続

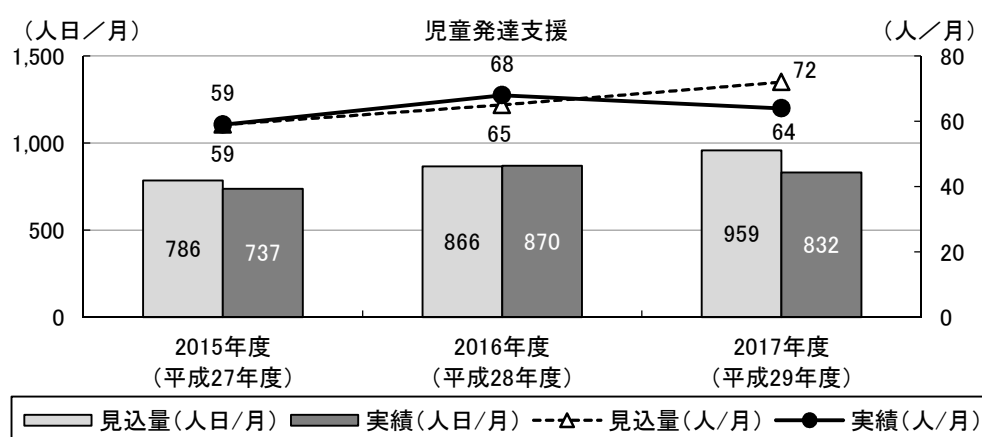
(7) 障害児支援事業

障害児を対象とした施設・事業は2012（平成24）年度より児童福祉法に根拠規定が一本化され、新たなサービス体系へと移行しました。制度の改正に伴うサービスの整備により、利用ニーズの掘り起こしやサービス事業所の増加がすすんだことで、過去の実績に基づきサービス利用を見込むことが難しい状況があります。引き続き、利用ニーズの動向を踏まえたうえで、適切なサービスの提供体制を整備していくことが求められます。

① 児童発達支援・医療型児童発達支援

児童発達支援については、第3期計画期間中には大幅な利用の増加がありましたが、第4期計画期間中は安定して推移しており、ほぼ見込みどおりの実績となっています。

医療型児童発達支援については、過去の実績に基づき若干の利用を見込みましたが、第4期計画期間中には利用実績がありませんでした。



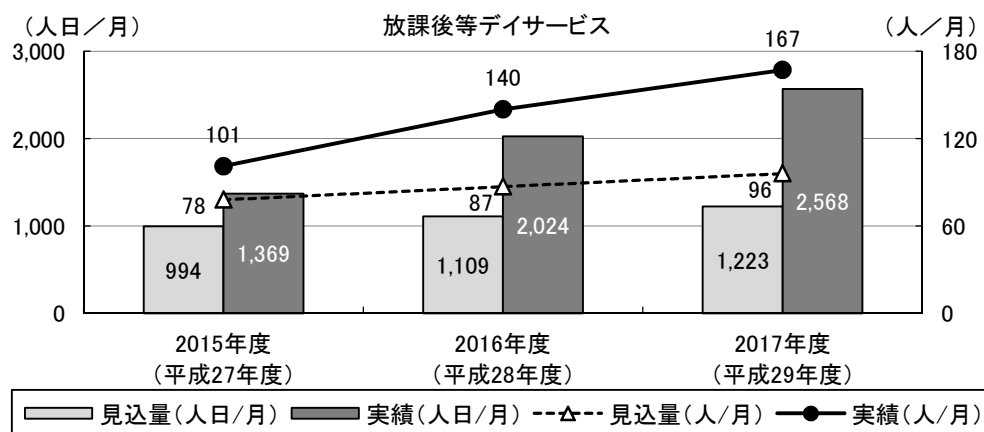
【児童発達支援・医療型児童発達支援】

項 目		2015年度 (平成 27 年度)		2016年度 (平成 28 年度)		2017年度 (平成 29 年度)	
		人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月
児童発達支援	見込量	59	786	65	866	72	959
	実 績	59	737	68	870	64	832
医療型 児童発達支援	見込量	1	16	1	16	2	32
	実 績	0	0	0	0	0	0

※2017（平成 29）年度の実績は上半期（4月～8月）実績からの推計量（以下同様）。

② 放課後等デイサービス

第3期計画期間中に大幅な利用の増加があり、引き続き利用の増加を見越して見込量を設定しましたが、それを大きく上回る利用実績となっています。国においては、サービス事業所の急増という状況を踏まえ、サービスの適正化の取り組みの必要性が指摘されており、一人ひとりの状況に応じた適切なサービスの提供体制の整備に向けた取り組みが求められます。

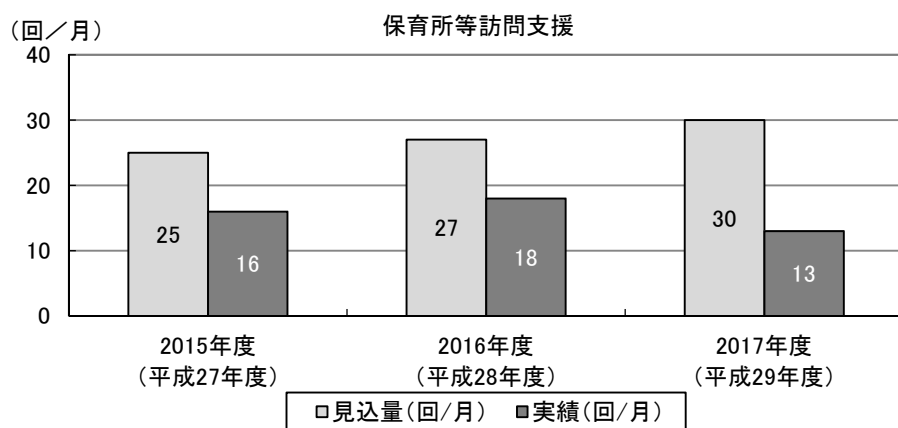


【放課後等デイサービス】

項 目		2015年度 (平成 27 年度)		2016年度 (平成 28 年度)		2017年度 (平成 29 年度)	
		人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月
放課後等 デイサービス	見込量	78	994	87	1,109	96	1,223
	実 績	101	1,369	140	2,024	167	2,568

③ 保育所等訪問支援

第3期計画期間における利用の増加を踏まえて見込量を設定しましたが、利用実績は見込みを下回って推移しています。この要因としては、サービス事業所が1か所にとどまっていることが考えられます。

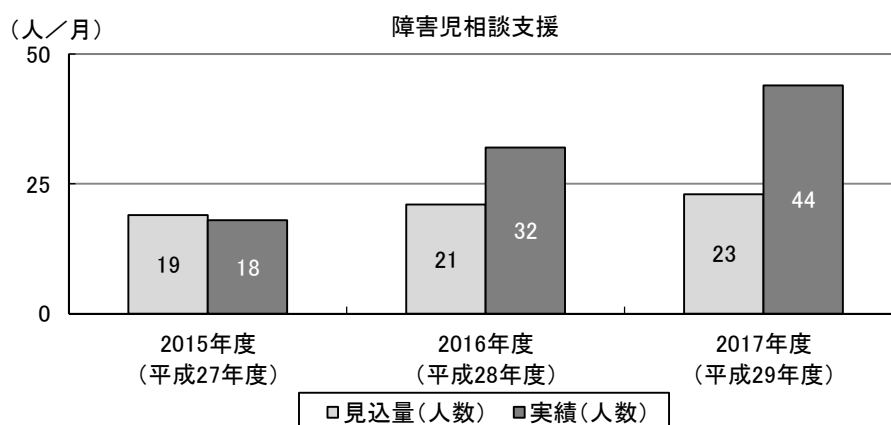


【保育所等訪問支援】

項 目	単位		2015年度 (平成 27 年度)	2016年度 (平成 28 年度)	2017年度 (平成 29 年度)
保育所等訪問支援	回数／月	見込量	25	27	30
		実 績	16	18	13

④ 障害児相談支援

障害児通所支援を利用するすべての障害のある児童が対象であるため、児童発達支援等の利用者数に基づいて見込量を算出しました。しかし、2016（平成 28）年度から 2017（平成 29）年度にかけて放課後等デイサービスに係る支給決定事務の平準化を図るため、通常 1 年の支給決定期間を短縮し、支給期間の満了月を当該児童の誕生日月に併せたことなどによって、見込量を上回る利用実績となっています。また、2017（平成 29）年 9 月末の障害児通所支援の支給決定児童は 279 名で、全員が障害児相談支援を利用しています。



【障害児相談支援】

項 目	単位		2015年度 (平成 27 年度)	2016年度 (平成 28 年度)	2017年度 (平成 29 年度)
障害児相談支援	人／月	見込量	19	21	23
		実 績	18	32	44

5 羽曳野市の障害者の現状からみた支援の課題

（１）地域での自立した生活を支える支援体制の確保

福祉アンケート調査の結果や障害福祉サービスの利用状況から、引き続き、障害のある人の地域における自立した生活を支える支援体制の確保に取り組む必要があります。障害福祉サービスの提供体制の面では、特に潜在的なニーズの高い、短期入所や共同生活援助（グループホーム）の整備の促進が求められます。

アンケート調査においては、知的障害のある人、精神障害のある人で、共同生活援助（グループホーム）や一人暮らし等、家族を離れて自立した生活への希望が比較的高くなっています。また、支援する家族においても、家族が支援できなくなった時の暮らしの場の確保への不安が高くなっており、18歳以上の障害のある人の主な介助者の内、身体障害のある人では約4割、知的障害、精神障害のある人では2割台が70歳以上となっています。

障害福祉サービスにおいては、2018（平成30）年度より新たに、一人暮らしの障害のある人を支援する「自立生活援助」が新設されることになっており、こうしたサービスの周知と提供・利用の促進に取り組むことが求められます。また、特に高齢化のすすむ身体障害のある人をはじめとして、介護保険サービスとの連携による、安心して支援を受けながら暮らし続けられる体制の確保に向け、障害福祉サービスと介護保険サービスとの「共生型サービス」の促進を図るなど制度間の連携等が求められます。

事業所調査においては、サービスの確保に向けた人材の確保・育成が特に課題として多く挙げられており、全国的な福祉の担い手不足の問題に、国・大阪府と連携して取り組むことも課題となります。

また、国が新たに打ち出した「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現のための「全世代・全対象型地域包括支援体制」の構築は、本市が「第3期地域福祉計画」で位置づけた生活に困りごとを抱えた人を支援するためのネットワーク「ささえあいネットはびきの」構想と合致したものとなっています。

（２）就労支援の充実

アンケート調査では、特に知的障害のある人、精神障害のある人で、現在は収入を得る仕事をしていなくても、今後就労を希望する人が多くいることが示されています。2016（平成28）年4月より、改正障害者雇用促進法が施行され、就業者の障害の状況に応じた合理的配慮を提供することを雇用者に義務づけるなど、就労の場における差別解消にむけた制度改正が行われています。こうした制度改正について、市民・事業所への周知をすすめるとともに、関係機関と連携した雇用の促進の取り組みが課題となります。

障害福祉サービスでは、2018（平成30）年度より新たに「就労定着支援」が開始され、支援の充実が図られています。引き続き、一般就労の移行促進に向けた取り組みの充実と、一人ひとりの障害や希望に応じた多様な働く場の確保が求められます。

（３）相談支援体制の整備

基幹相談支援センターが未設置となっている本市において、相談支援体制の整備に向けた取り組みの推進は、引き続き課題となっています。行政の相談支援窓口においては、合理的配慮を徹底するとともに、障害のある人の思いに寄り添う相談支援や、わかりやすい支援と情報提供が求められます。

障害福祉サービスの利用においても、アンケート調査では知的障害のある人、精神障害のある人の、相談支援のニーズが高くなっています。事業所調査では、計画相談支援の提供体制の充実に向けた課題について多くの指摘があり、相談支援事業所の増加や相談支援専門員の確保等による、利用者中心の相談体制の整備が求められています。

（４）差別解消の取り組み

2016（平成 28）年度に障害者差別解消法が施行され、不当な差別的取り扱いや、合理的配慮を提供しないことは、障害者への差別に当たるとされました。2014（平成 26）年の障害者権利条約の批准とそのための一連の制度改正は、これまで以上に障害のある人への差別の解消と社会参加の促進による、共生社会の実現に向けた取り組みを求めるものとなっています。

アンケート調査においても、身体障害のある人の半数以上、知的障害、精神障害のある人の３分の２以上は、普段の生活の中で障害があることで、何らかの差別を受けたり、嫌な思いをすることがあると回答しています。また地域においては、障害者の生活の場の開設にあたって住民の反対があるといった事例も報告されており、引き続き差別解消に向けた啓発・理解促進を図ることが求められます。

一方、「障害者差別解消法」や「合理的配慮」という言葉について、よく知らないと回答している障害のある人も多く、近年の制度改正や、障害のある人の権利保障について、十分な情報を得られていない状況も明らかになっています。当事者のエンパワメントという観点からも、こうした制度や権利について、障害のある人や家族等への周知促進を図る必要があります。

（５）障害児支援の充実

国においては、児童福祉法の改正により、すべての自治体に障害児福祉計画（本計画）の策定を義務づけており、障害児支援体制の計画的な構築が求められています。中でも、重症心身障害児の支援や医療的ケアに対応した支援体制の整備が課題となっています。

アンケート調査では、園・学校生活を送るうえでの問題点については、前回調査より全体的に回答率が下がっており、状況の改善もうかがえますが、依然として解決すべき課題が残っており、インクルーシブ教育の観点から、一人ひとりの状況に応じた教育・支援の充実が求められます。また、子どもの障害に初めて向き合う保護者の思いに寄り添う支援や、適切な情報提供についても課題となっています。団体・事業所調査においても、発達障害の診断や支援に対応できる医療機関や、継続的な早期療育が受けられる場の不足について指摘されています。障害児支援サービスにおいても、放課後等デイサービス事業所が拡大する一方で、保育所等訪問支援の提供体制が不足していることなど、引き続き体制整備の充実が課題となっています。